

郡上市

高齢者福祉計画

介護保険事業計画（第4期）



平成 21 年 3 月

郡 上 市

はじめに

平成17年度に策定した「郡上市健康福祉推進計画」を上位計画として、今年度第4期（平成21年度から平成23年度）の「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたしました。

「高齢者福祉計画」については、支え合いによる地域ケア体制の確立、高齢者の健康づくり・生きがいくくり、生活支援に関わる福祉サービスを引き続き推進するとともに、「予防給付」の充実や「地域包括支援センター」の一層の活用を努めたいと考えております。



次に、「介護保険事業計画」については、介護保険制度が平成12年度からスタートして10年目を迎えます。この間、郡上市においても、高齢者人口の増加とともに、要支援・要介護認定を受けられる方、また、介護サービスを利用される方は年々増加しております。このような状況のなかで、市としても国の制度見直しに応じた施策に取り組んでおりますが、今回の第4期計画では、特に施設入所待機者の皆さんが多くおられることから、施設整備の見直しを行いました。また、サービス利用量を推計する中で、介護保険料の見直しを行いました。

今後は更に、「安全・安心の地域づくり」を進めるとともに、充実した高齢者サービスの提供に努めたいと考えております。

最後に、この計画の推進にあたり、市民の皆様方のご理解とご協力を切望しますとともに、策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました郡上市健康福祉推進協議会委員の皆様、また、パブリックコメントなどご意見をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

平成21年3月

郡上市長

日置敏明

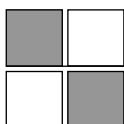
目 次

高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第4期）

1	計画策定にあたって	1
2	人口の推計と構成	1
3	高齢者等の状況	4
4	計画の基本方針・基本目標	9
5	支え合いによる地域ケア体制の推進	11
6	健康づくり・生きがいづくり事業の推進	14
7	介護予防、介護サービスに関する事業の強化	16
8	介護保険サービスの事業量と保険料	43

参考資料

協議会設置要綱等	52
郡上市健康福祉推進協議会委員名簿	55



高齡者福祉計画・介護保険事業計画（第4期）

1 計画策定にあたって

(1) 健康福祉推進計画上の位置づけ

本市は、健康と福祉に関する様々な施策を1本の計画とした「郡上市健康福祉推進計画」を平成17年度に策定しました。高齢者の福祉・保健に関する計画である「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第3期）」（平成18年～平成20年度）については平成20年度に見直しを行い、新たに平成21年度～平成23年度を期間とした「高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第4期）」を策定しました。なお、今回の見直しにあたっては老人保健事業に関する部分については、別の計画（仮称：健康増進計画）に位置づけされることから「保健」部分を削除しました。

(2) 計画の期間

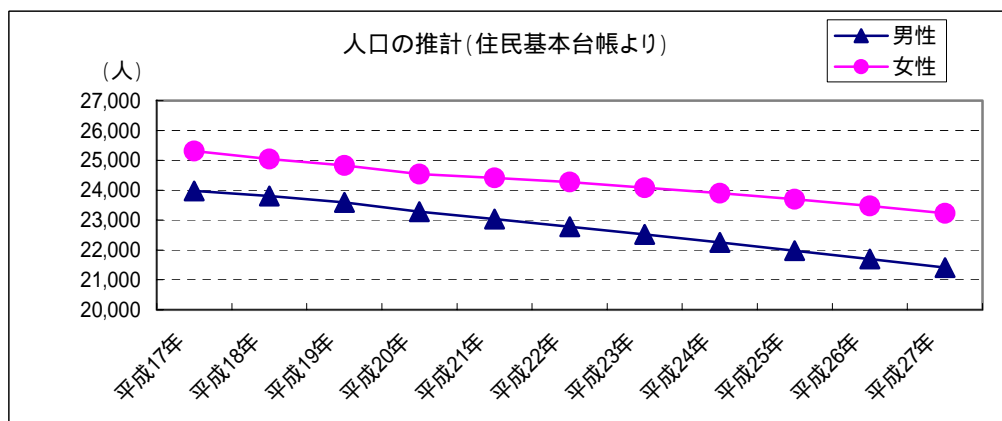
本計画は、平成21年度（2009年度）を初年度として、平成23年度（2011年度）までの3か年の計画とします。また、事業評価は、毎年行っていきます。

2 人口の推計と構成

(1) 人口の推計

郡上市の人口は男女ともに年々減少しており、平成17年4月には男性23,977人、女性25,309人の計49,286人と5万人を割り、平成20年4月には、男性23,276人、女性24,547人の計47,823人となっています。

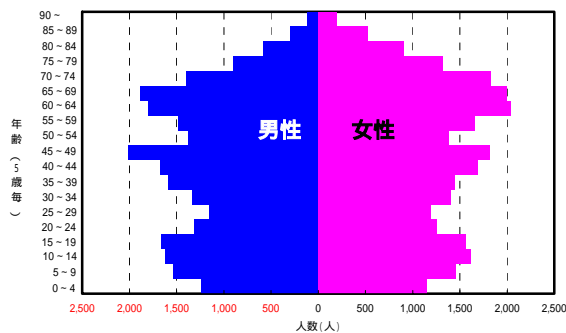
また、今後も人口は減少すると予想され、過疎化が進んでいくと言えます。



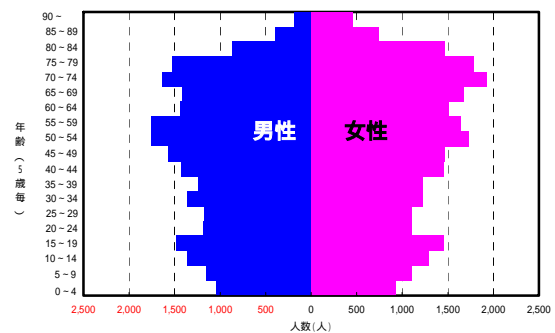
(2)人口ピラミッド

郡上市の人口ピラミッドは、20歳～30歳代にくびれを持ち、平成17年は広口のつぼ型の形を示していましたが、平成20年には、依然20歳～30歳にくびれはあるものの、逆三角形の形へと変化がみられ、若年生産年齢の減少、高齢化率の上昇がより鮮明となり、将来人口の減少が以前より懸念されます。

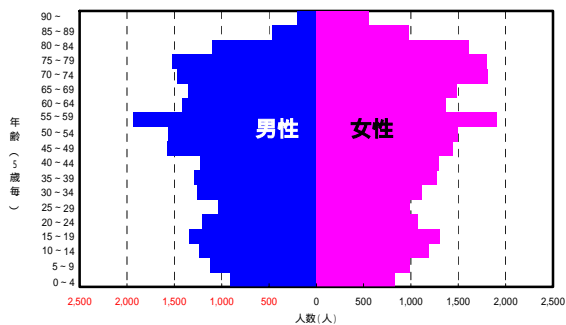
平成8年



平成17年



平成20年



(3)高齢者の人口

本市の高齢者（65歳以上）の数は、平成12年の13,297人から平成17年には14,088人、さらに平成20年度には、14,382人と増加しています。また、人口は減少傾向で平成17年には50,000人を下回り、平成20年は47,823人と減少しており、今後も減少していくと予想されます。それに伴い、高齢化率は上昇しており、平成20年には30%を超え、30.1%となり今後も上昇していくと予想されます。これは、全国平均約20.8%岐阜県の22.6%を大きく上回っています。

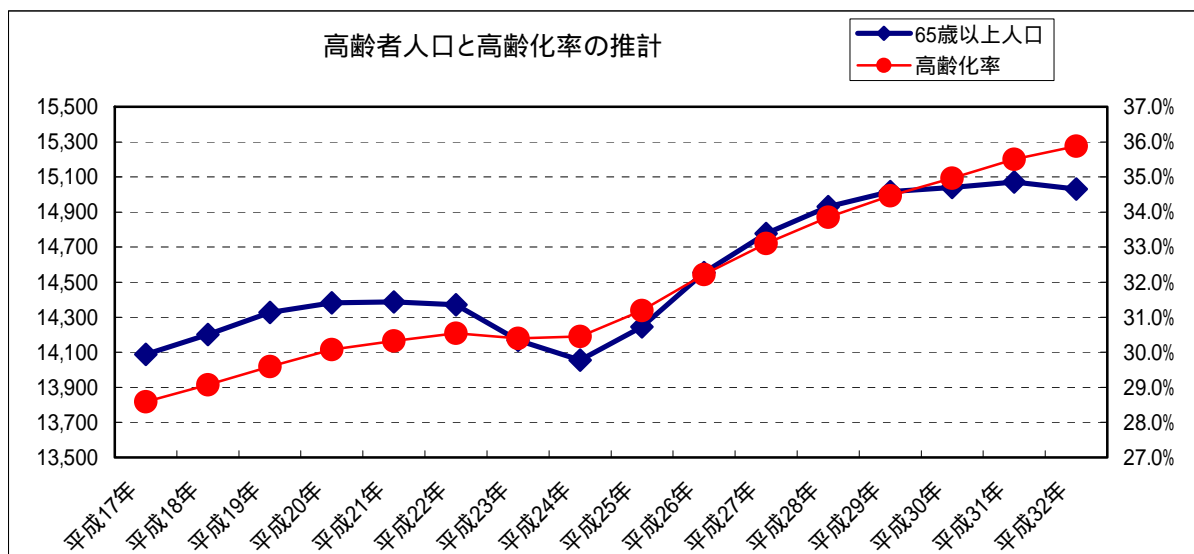
また、市内の小中学校区単位の地域では、すでに高齢化率が45%を越える地域もあり、地域単位での高齢化問題はさらに深刻さを増している状況と言えます。

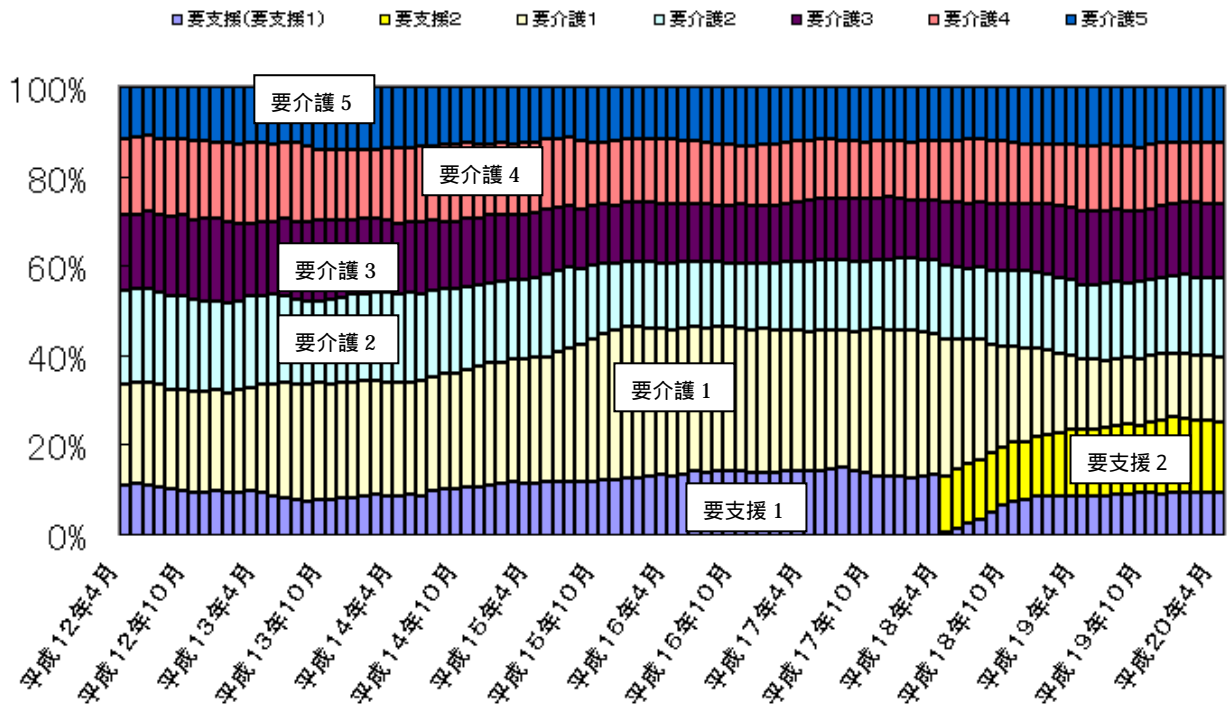
人口推計

(単位:人・%)

区 分	実際人口				将来推計値			
	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
総数	49,286	48,853	48,418	47,823	47,450	47,053	46,607	46,158
40 歳未満	19,443	19,042	18,738	18,213	17,831	17,398	17,029	16,614
40～64 歳	15,755	15,611	15,353	15,228	15,233	15,284	15,411	15,490
65 歳以上人口	14,088	14,200	14,327	14,382	14,386	14,371	14,167	14,054
65 歳～74 歳	6,666	6,445	6,330	6,124	5,921	5,782	5,462	5,302
75 歳以上	7,422	7,755	7,997	8,258	8,465	8,589	8,705	8,752
高齢化率	28.6%	29.1%	29.6%	30.1%	30.3%	30.5%	30.4%	30.4%
後期高齢化率	15.1%	15.9%	16.5%	17.3%	17.8%	18.3%	18.7%	19.0%
後期高齢化割合	52.7%	54.6%	55.8%	57.4%	58.8%	59.8%	61.4%	62.3%

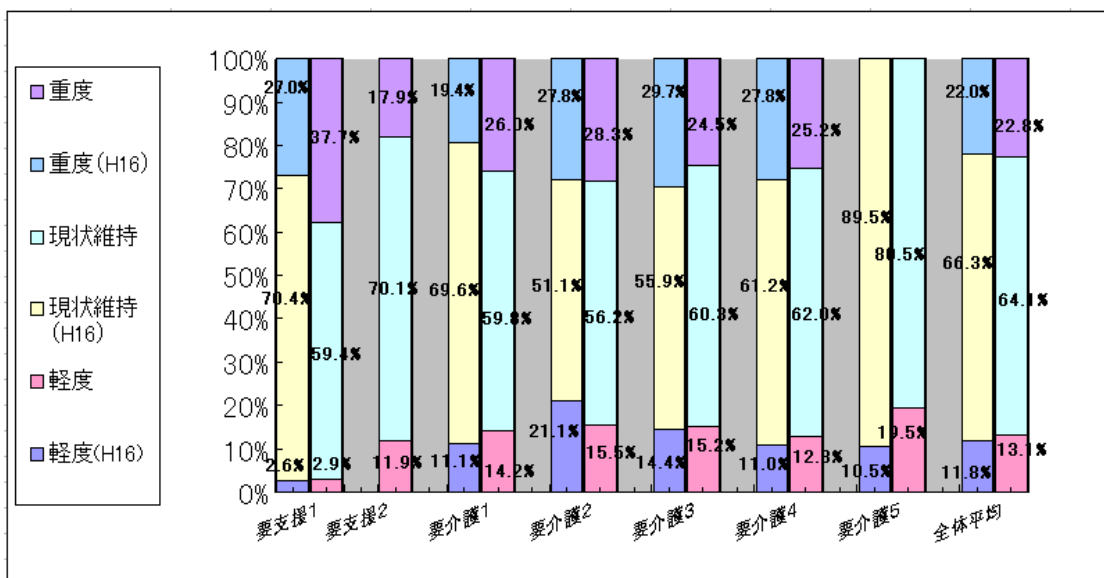
区 分	将来推計値							
	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
総数	45,674	45,169	44,642	44,108	43,572	43,011	42,457	41,895
40 歳未満	16,207	15,817	15,413	15,072	14,719	14,415	14,076	13,757
40～64 歳	15,222	14,797	14,452	14,106	13,837	13,556	13,309	13,107
65 歳以上人口	14,245	14,555	14,777	14,930	15,016	15,040	15,072	15,031
65 歳～74 歳	5,405	5,832	6,141	6,366	6,465	6,578	6,751	6,850
75 歳以上	8,839	8,723	8,636	8,564	8,551	8,462	8,321	8,181
高齢化率	31.2%	32.2%	33.1%	33.8%	34.5%	35.0%	35.5%	35.9%
後期高齢化率	19.4%	19.3%	19.3%	19.4%	19.6%	19.7%	19.6%	19.5%
後期高齢化割合	62.0%	59.9%	58.4%	57.4%	56.9%	56.3%	55.2%	54.4%





要介護更新認定状況

介護度別に左が平成16年度、右が平成19年度を示します。要支援1は平成16年度には要支援、要支援2は平成18年度の法改正によりできた介護度です。全体で見ると変更の割合が改善・悪化割合ともに若干増えています。



（2）要支援・要介護認定者数の推計

高齢者人口の推計を基に要支援・要介護認定者数を求めた結果、今後も認定者数は増加していくと予想されます。

要介護認定者数の推計

（単位：人）

区 分	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
要介護（要支援）認定者数	1,929	1,981	2,089	2,136	2,188	2,237	2,304	2,367	2,407
要支援 1	144	185	169	170	172	174	178	182	184
要支援 2	203	314	343	348	354	361	369	376	380
要介護 1	457	289	290	299	303	312	321	330	336
要介護 2	319	342	362	371	378	389	401	412	420
要介護 3	295	311	372	379	390	397	411	424	433
要介護 4	258	281	294	301	312	320	331	341	347
要介護 5	253	259	259	268	279	284	293	302	307

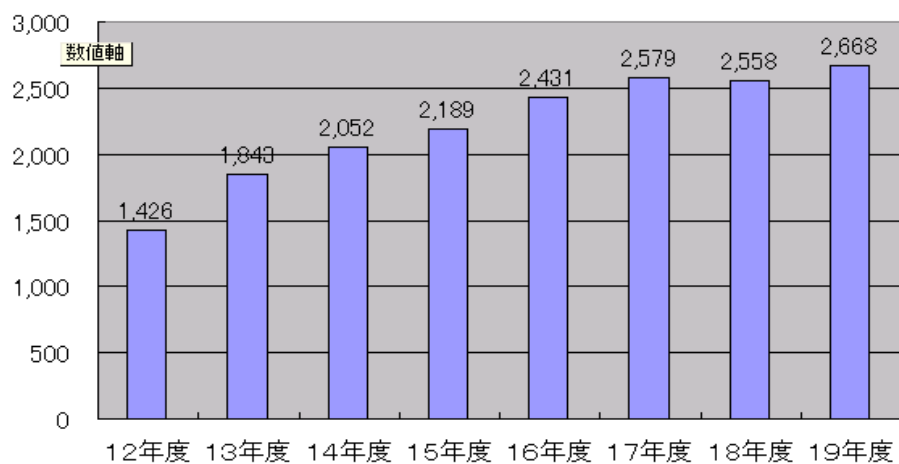
認定者数の推計は、国の第4期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシートより算出

（3）介護保険財政の状況

平成12年度の14億2,600万円（11か月分）、平成19年度には26億6,800万円と約1.9倍の伸びを示しており、介護保険料も当初の第1期（12～14年度）では月額標準2,140円、第2期（15～17年度）では2,500円、第3期（18～20）では2,600円となりました。今後も給付費がこれまでと同様に伸びると仮定すると、第4期介護保険料も増えることとなります。

介護給付費の推移

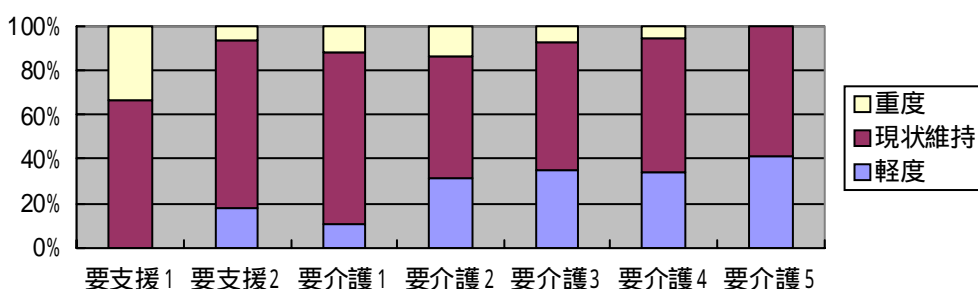
（単位：百万円）



（4）介護保険サービス給付実績

介護保険サービスの利用者は平成12年4月では752名の利用であったのに対して、平成20年4月には1,684名の利用で、約2.2倍の増加となっています。これは介護保険制度が施行され、円滑に利用されてきたことの表れとも言えますが、平成19年度要介護更新認定結果からは、制度の基本的な目的である「介護サービス利用による要介護状態の改善」が少しずつ果たされていますが、利用者の増加もあり介護給付費と介護保険料の増につながると考えられます。

平成19年度 更新申請認定結果



（5）シニアクラブの状況

本市のシニアクラブは、合併前の旧町村ごとに7つの支部組織があり、それぞれの支部には合計で130のシニアクラブがあります。

郡上市シニアクラブ連合会は7つの支部をまとめ組織されています。連合会の活動内容については、歴史文化・スポーツ振興・健康増進・健康維持・友愛活動・社会奉仕などを幾つかの目標持ち活発に事業展開が行われています。

シニアクラブの現況表

支部名	クラブ数 (団体)	会員数 (人)	世帯数 (世帯)	60歳以上人口 (人)	シニアクラブ の加入率(%)
八幡	35	2,840	2,148	6,080	46.7
大和	20	1,518	1,105	2,434	62.4
白鳥	27	1,915	1,380	4,178	45.8
高鷲	8	567	457	1,134	50.0
美並	18	1,010	717	1,632	61.9
明宝	7	605	404	776	78.0
和良	15	787	480	935	84.1
計	130	9,242	6,691	17,169	53.8

適要：1. 表中の「クラブ数」「会員数」「世帯数」「シニアクラブの加入率」は「郡上市シニアクラブ連合会調査結果」（平成20年4月1日現在）による。

2. 表中の「60歳以上人口」は平成20年4月1日現在「住民基本台帳」による。

（6）疾病別受診率

高齢者の主な疾病別の受診状況は、入院が 590 件、入院外が 9,941 件となっています。

入院では、「循環器系」が 260 件と最も多く、次いで、「新生物」が 77 件、「精神及び行動の障害」45 件の順となっています。

また、入院外では、「循環器系」が 4,173 件と最も多く、次いで、「筋骨格系及び結合組織の疾患」1,241 件、「消化器系の疾患」1,082 件、「内分泌、栄養及び代謝疾患」717 件、「眼及び付属器の疾患」690 件の順になっています。

疾病別受診状況

疾患部位	入院	入院外	合計受診件数	受診率
	件数(人)	件数(人)		
被保険者数(人)	8,617			
循環器系の疾患	260	4,173	4,433	51.44
筋骨格系の結合組織の疾患	22	1,241	1,263	14.66
眼及び付属器組織の疾患	12	690	702	8.15
内分泌、栄養及び代謝疾患	31	717	748	8.68
消化器系の疾患	32	1,082	1,114	12.93
呼吸器系の疾患	30	280	310	3.60
尿路性器系の疾患	11	168	179	2.08
新生物	77	561	638	7.40
精神及び行動の障害	45	146	191	2.22
損傷、中毒及びその他の外因の影響	23	236	259	3.01
感染症及び寄生虫症	9	113	122	1.42
神経系の疾患	29	126	155	1.80
耳及び乳様突起の疾患	0	55	55	0.64
血液及び造血器の疾患、免疫機構の障害	1	13	14	0.16
先天奇形、変形及び染色体異常	0	9	9	0.10
周産期に発生した病態	0	0	0	0.00
皮膚及び皮下組織の疾患	5	165	170	1.97
妊娠・分娩及び産褥	0	0	0	0.00
症状、兆候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されない	3	166	169	1.96
その他	0	0	0	0.00
合計	590	9,941	10,531	122.21

※受診率は受診件数を被保険者数で除し、100倍した数値で、100人当たりの受診件数を示す
資料：「岐阜県老人保健疾病分類統計表」（平成19年5月診療分）

4 計画の基本方針・基本目標

(1) 基本方針

健康福祉推進計画の基本理念「みんなで創り、みんなで育む安心して暮らし続けられるまち 郡上」を根底に、高齢者が良好な健康感や生きがいを持って、いきいきと自分らしく生涯を送ることができるまちづくりを目指していきます。

いつまでも健康で自立した生活を続けたいと思うのは、高齢者にとどまらず本市で暮らす人々の共通の思いであり、健康で自立した生活をおくれるよう、生活習慣の改善や健診、介護予防などの健康づくりや生きがいづくりを進めていきます。

このような考えから、高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと、その人らしく、自立した生活を続けられる地域社会を目指していきます。

基本方針

高齢者が安心して暮らし続けられるまち

(2) 基本目標

基本方針の実現のため3つの基本目標を掲げます。

基本目標 1	支え合いによる地域ケア体制の推進 「地域で支えあう人にやさしいまちづくり」
--------	--

(1) 地域包括ケア

- ・地域包括支援センターの充実

(2) 地域福祉の推進

- ・相談、情報提供体制の確立
- ・総合的なサービス提供体制の確立
- ・広域的な支援体制の確立
- ・福祉についての意識啓発
- ・ボランティア活動支援

(3) 高齢者にやさしいまちづくり

- ・バリアフリー化の推進
- ・住宅環境の整備
- ・防犯、防災体制の充実

基本目標 2	健康づくり・生きがいをづくりの推進 「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」
--------	--

- (1) 健康づくり事業の推進
 - ・生活機能評価検査の実施

- (2) 生きがいをづくりの推進
 - ・社会参加や世代交流の促進
 - ・就労機会の充実
 - ・福祉施設等の利用促進
 - ・趣味、学習活動への参加促進

基本目標 3	介護予防、介護サービスに関する事業の強化 「自立した生活を支える心豊かなまちづくり」
--------	---

- (1) 介護予防（地域支援事業）の推進
 - ・地域支援事業の充実

- (2) 自立に向けた介護保険サービスの充実
 - ・居宅サービスの充実
 - ・施設サービスの充実
 - ・地域密着型サービスの充実

- (3) 生活支援に関わる福祉サービスの推進

5 支え合いによる地域ケア体制の推進

(1) 地域包括支援センターの充実

介護や支援が必要になっても、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように、相互の助け合いと人間的なふれあいを大切にしながら、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアの充実を図ります。

地域包括支援センターでは、関係機関と連携した地域におけるネットワークを構築し、地域の高齢者の状況把握を行うとともに、状況に応じた適切なサービスの利用ができるよう支援の充実を図ります。

地域包括支援センターの機能

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、在宅生活を支援する様々な相談ニーズへの対応窓口が必要です。介護保険制度の改正により相談窓口をはじめ、以下のような機能を持つ「地域包括支援センター」機能の充実が重要です。

介護予防ケアマネジメント

高齢者が要介護状態になることを予防し、できるかぎり住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように介護予防ケアマネジメントを実施します。

地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントの対象は、介護保険の予防給付の対象者（要支援者）と介護保険の認定を受けていない介護予防上の支援を必要とする高齢者（特定高齢者）です。

具体的には、高齢者の個々の状態を把握し（アセスメント）、それを踏まえて高齢者と共に目標を設定し（介護予防プランの作成）、適切な介護予防サービスを利用することで生活機能の維持改善を図るとともにその効果について評価し、必要に応じてプランを見直します。また提供された介護予防サービスが適切に行われているかその有効性について確認していきます。

総合的相談支援・権利擁護事業

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、地域における様々な関係者とのネットワーク構築、ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援、特に権利擁護の観点からの対応が必要な者への対応などの支援を行います。

包括的・継続的マネジメント事業

医療機関やケアマネジャー等関係機関との多職種協働や連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行います。またケアマネジャーに対する個別相談や困難事例への助言、地域関係機関との連携や協力体制の構築などを包括的・継続的に行います。

権利擁護事業

「高齢者虐待防止法」に基づき、高齢者に対する虐待の防止や早期発見のためのネットワーク構築、成年後見制度についての情報提供など、高齢者の権利擁護に関する取り組みを行います。

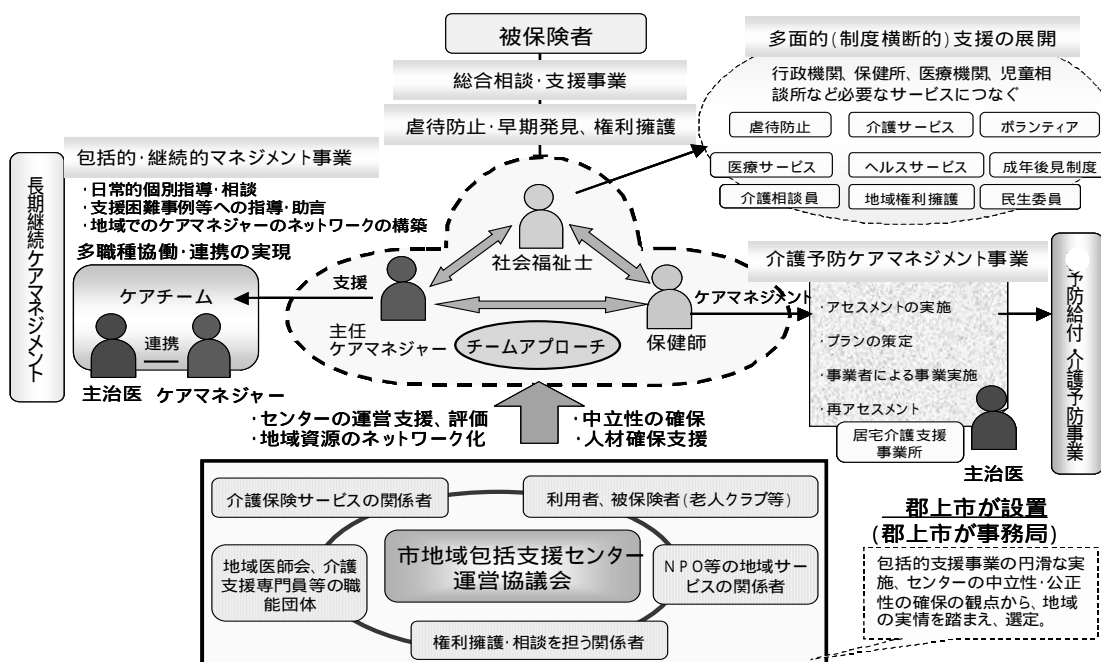
実施体制

設置形態としては、市直営として本庁舎に設置しています。各地域における高齢者や地域の総合的な相談支援がスムーズに対応できるよう地域包括支援センター職員間のみならず関係機関との連携を強化していきます。

地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターは、地域全体の継続的な介護予防支援や総合的な相談事業、地域の介護に関するネットワークづくりを行っていくという性格から、その運営は、公正で中立なものである必要があります。そのため、運営の方法、人材の育成支援や中立性の確保を行っていくための機関として、運営協議会が設置されています。

地域包括支援センターの業務イメージ



（2）地域福祉の推進

少子高齢化や核家族化に伴い、地域社会における住民相互の連帯感が薄れてきていることから、地域社会全体で福祉に取り組んでいく体制の整備が必要となっています。

今後の地域福祉は、相談窓口の充実や情報提供の充実など地域包括支援センターや社会福祉協議会の地域福祉活動を中心とし、地域住民が福祉サービスの情報や福祉に対する意識・関心を高める啓発活動に努めるなど、地域の誰もが福祉の担い手として活躍できる環境づくりをする必要があります。特に余暇活動の増加や社会参加意欲の高まりの中で、元気な高齢者がボランティア活動の担い手として活動できる環境づくりの支援に努めます。

（3）高齢者にやさしいまちづくり

高齢者が自己実現のため自立した生活をおくるためには、高齢者の身体が健康であることも重要ですが、高齢者が暮らす環境も重要となってきます。

高齢者が安心して生活ができる場所づくりが必要であり、保健・福祉のみならず居住生活環境の整備が求められています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、防犯・防災対策の充実や住宅改修の支援、公共・民間施設や道路・歩道等のバリアフリー化を推進していきます。

6 健康づくり・生きがいづくり事業の推進

(1) 健康づくり事業の推進

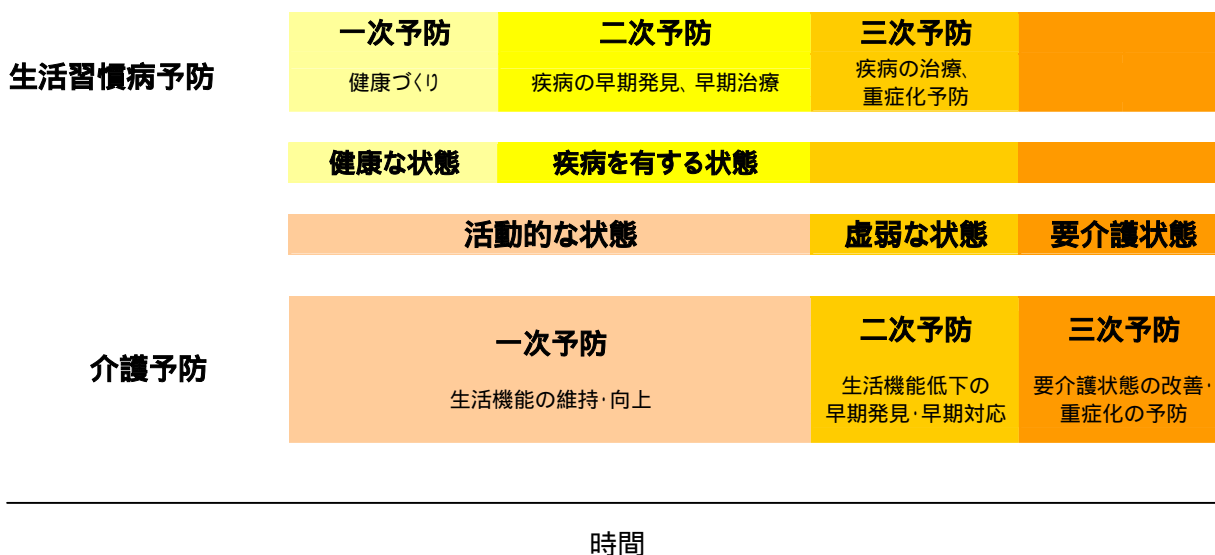
高齢化率の高い郡上市において、健康寿命を伸ばし、高齢者が生きがいをもって生活できるよう、高齢者の健康づくりを進めることは重要です。高齢者が主体的に地域のコミュニティ作りや運営に取り組み、相互扶助意識や健康意識を高め、仲間と共に健康づくりに勤められるよう、支援していくことが必要となってきます。

また、高齢者は、閉じこもりや身体活動の低下や運動不足により心身機能が低下し（老年症候群）社会生活や日常生活に支障をきたし要介護状態に陥るといった悪循環があります。活動的に生活する能力「生活能力」に着目し、心身の機能の低下や生活の不活発化を早期に発見し、健康を保持し自立した生活が営めるよう支援していくことが重要です。

生活機能が低下している高齢者を早期に発見するために、特定健診（40～74歳）後期高齢者健診（75歳以上）に併せて生活機能評価を集団健診、市内の医療機関健診で実施し、介護予防事業につなげていきます。

生活習慣病予防及び介護予防の「予防」の段階

生活機能低下の予防、維持・向上に着目し、3段階に整理



（2）生きがいつくりの推進

高齡者が、社会における役割をみつけ、生きがいを持って社会に参加することは高齡者自身や社会にとって望ましいことであり、大切なことです。

高齡者ひとりひとりが趣味、学習、就労など生涯を通じた自己啓発を進め、それを支援する関係機関との連携を図り、高齡者自身が自ら培った技能や知識を活かしながら、いきいきと活動や生活ができる地域社会の形成に努めていきます。さらに年齢を超えた交流の場づくりに努めます。

また、シルバー人材センターの機能充実を図り、高齡者の就業機会の拡大に努め、社会参加・生きがいつくりの増進を図ります。

シルバー人材センター補助事業

高齡者が長年の経験から身に付けてきた技術や能力を生かし、高齡者自身の生きがいつくりを支援します。

さらには、高齡者の就労の場として多くの仲間と、幅広い技術の習得を図り、より一層高齡者社会の中の活躍の場としていきます。

シルバー人材センターの状況及び数値目標

項 目	年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
		(実績)	(実績)	(見込み)	(目標)
会員数	(人)	625	554	645	745

シニアクラブ連合会活動促進事業

「健康・友愛・奉仕」を基本目標に、仲間づくり・社会奉仕・高齡者の生きがいと健康づくり活動の実践に務めます。

シニアクラブ連合会活動促進事業への補助額の状況及び数値目標

項 目	年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
		(実績)	(実績)	(見込み)	(目標)
補助金額	(千円)	9,265	9,067	8,910	8,855

シニアクラブ連合会健康づくり事業

高齡者が豊かな経験と知識・技能を生かし、社会の各分野で生涯健康で生きがいを持って社会参加できるような環境づくりと、高齡者の生きがいと健康づくりを推進する実践活動を総合的に支援します。

シニアクラブ連合会健康づくり事業の状況及び数値目標

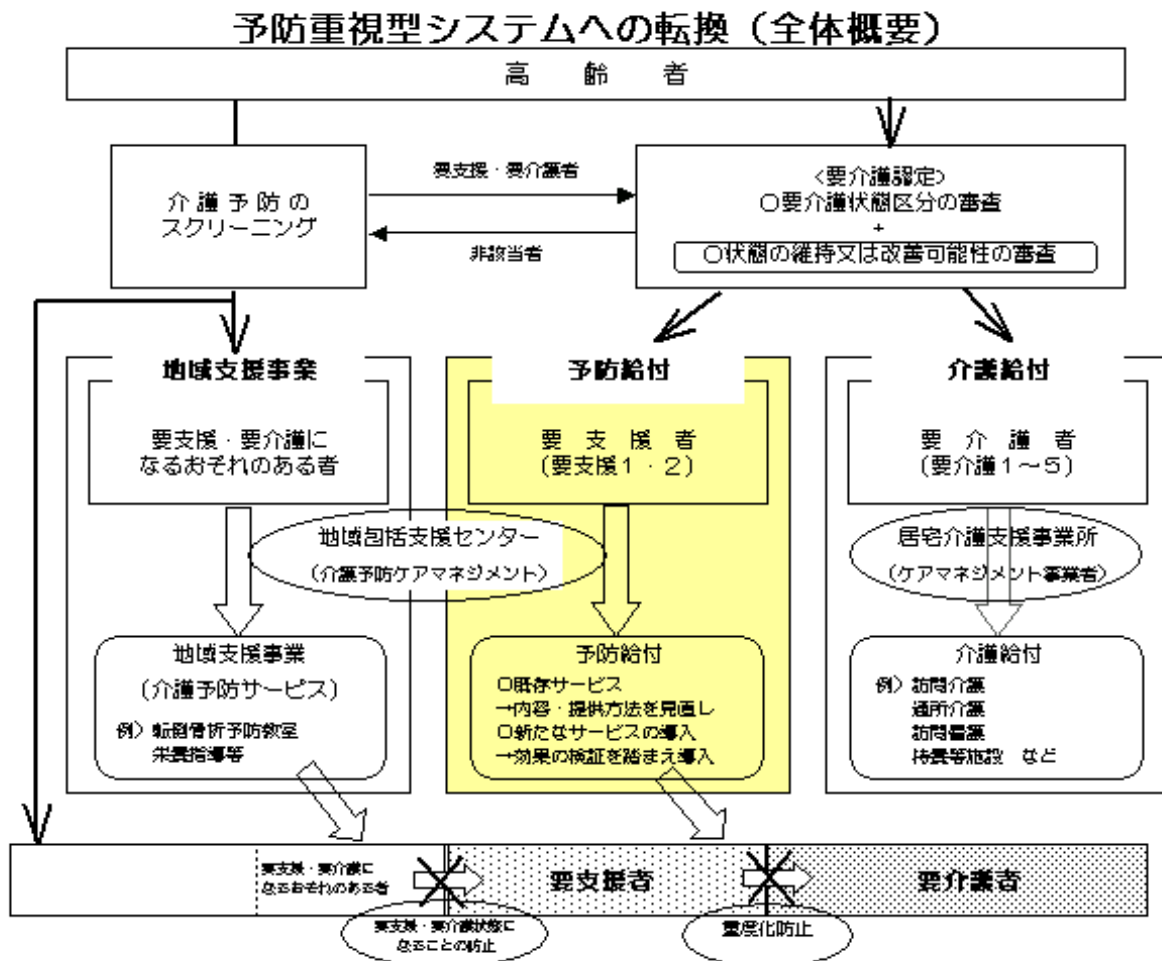
項 目	年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
		(実績)	(実績)	(見込み)	(目標)
参加者数	(人)	8,733	8,126	8,000	8,024

7 介護予防、介護サービスに関する事業の強化

(1) 介護予防(地域支援事業)の推進

現状と課題

軽度要介護認定者数が年々増加する中で、要介護状態になることを予防する(遅らせる)ことが重要課題です。郡上市要介護認定者主治医意見書から見る要介護認定者の主要な既往疾患として、筋・骨格系疾患34%、脳血管疾患が28%、認知症が21%となっています。筋骨格系疾患では、大腿骨骨折や下肢筋力低下などの疾患が目立っています。要介護状態になるこれらの主要疾患を予防するために、特定高齢者、一般高齢者を対象とした予防教室を各地域で実施していきます。



地域支援事業の実施事業

高齢者が要支援・要介護状態になる前から介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から地域支援事業を実施しています。地域支援事業は、「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3事業から構成されています。

	事業名	事業内容	
地域支援事業	介護予防事業	特定高齢者把握事業（生活機能評価、相談・訪問） 要支援、要介護になるおそれのある高齢者を対象とする介護予防事業の実施（特定高齢者施策） 全高齢者を対象とする介護予防事業（一般高齢者施策）	
	包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント	特定高齢者への介護予防ケアプランの作成
		総合相談支援事業	地域ネットワークの構築 要支援高齢者の実態把握 総合相談
		権利擁護事業	成年後見制度の活用促進 高齢者虐待・困難事例への対応 消費者被害の防止
		包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	介護支援専門員のネットワークの強化 支援困難事例への指導・助言 保健・医療・福祉・介護等の関係機関との連携強化
任意事業	介護給付費等費用適正化事業 家族介護支援事業 成年後見制度利用支援事業 福祉用具・住宅改修支援事業 地域自立生活支援事業（介護相談員派遣事業）		

各事業の概要と目標値

ア 介護予防事業

<介護予防特定高齢者施策>

要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる高齢者に対し要介護状態等になることを予防することにより高齢者の生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいある生活を送ることができるよう支援を行います。

特定高齢者把握事業

高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは地域に潜在する問題やニーズを発見することは出来ません。保健・医療・福祉及びその他の関係機関が密に連携をとり、要支援、要介護状態となる可能性の高いと考えられる高齢者（特定高齢者）を積極的に把握します。

実施事業	内 容
特定高齢者 把握事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活機能評価検査（生活機能チェック・口腔内視診・嚥下機能・血液検査等）により特定高齢者の把握を行います。 ・ 訪問、相談事業や保健・医療・福祉等関係機関からの情報により特定高齢者の把握を行います。

通所型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者を対象に、通所による予防事業を行います。

実施事業	内 容
運動教室	・加齢、病気、けが等により基本的な動作又は歩行力等の運動器の機能が低下している方に対し理学療法士の指導のもと、転倒・骨折の防止及び筋力向上を目的にストレッチ、有酸素運動や器具を用いた運動を実施します。
口腔機能向上事業	・地域のサロンや介護予防教室等に出向き、摂食、嚥下機能の低下の改善を図るために口腔ケアの指導を行います。また、運動教室事業での指導内容の中に口腔機能向上に関する内容も含めて行います。
栄養改善事業	・低栄養状態又は低栄養状態になる危険性のある高齢者に対し栄養相談・栄養指導を行います。地域のサロン等に出向き食事指導、調理指導を行います。また、運動教室事業での指導内容の中に栄養に関する内容も含めて行います。
認知症予防事業	・地域のサロンや介護予防教室等に出向き、認知症予防のための予防教育を行います。また、運動教室事業での指導内容の中に認知症に関する内容も含めて行います。

訪問型介護予防事業

通所による事業への参加が困難である閉じこもり、うつ等の恐れがある（又はこれらの状態にある）高齢者の方を対象に保健師等がその方の居宅等を訪問し必要な相談・指導を行います。

実施事業	内 容
訪問指導	・特定高齢者に対し保健師等心身機能の低下防止・健康についての相談を行います。

<介護予防一般高齢者施策>

介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業

65歳以上のすべての高齢者を対象に介護予防の取り組みが日頃の生活習慣に定着することを支援するために運動や栄養、口腔ケアに関する知識の普及・啓発や認知症や転倒骨折予防教室を実施します。

また、介護予防に関するボランティア等の人材育成のため研修会や介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行います。

実施事業	内 容
介護予防普及 啓発事業	・介護予防の基本的な知識を普及するために地域において講演会、研修会、相談会等を行います。
介護予防活動 支援事業	・ボランティア等の人材育成のための研修会を社会福祉協議会との協働により行います。また高齢者の自主的介護予防活動が継続できるための支援を行います。

介護予防生活支援事業

実施事業	内 容
生活管理指導員 派遣事業	・社会生活が困難な高齢者に対し、自宅に訪問し日常生活に対する指導・支援を行い、要介護状態等への進行を予防するための支援を行います。

イ 包括的支援事業

介護予防ケアマネジメント事業

特定高齢者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況・生活環境等に応じ高齢者が自らの選択に基づき、介護予防事業等が効率的に実施されるよう支援します。

実施事業	内 容
介護予防 ケアマネジメント 事業	課題分析（アセスメント） ケアプラン作成 モニタリング 評価

総合相談支援事業・権利擁護事業

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、地域におけるネットワークの構築、ネットワークを活用した高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握。継続的・専門的な相談支援、権利擁護の観点からの対応が必要な方への支援を行います。

実施事業	内 容
権利擁護事業	実態把握や総合相談で、権利擁護の観点から支援が必要な場合は、社会福祉協議会実施の「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」の活用を支援します。
高齢者虐待防止事業	「高齢者虐待防止法」に基づき、地域での見守り、支援を強化していくために、関係機関等との連携によるネットワークを強化していきます。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

主治医、介護支援専門員などとの多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じて、個々の高齢者の状況に応じて包括的・継続的ケアが実施できるようケア体制の構築を行います。

実施事業	内 容
包括的・継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員ネットワークの強化 保健、医療、福祉、介護等関係機関との連携

ウ 任意事業

地域の高齢者が、自立した日常生活が送れるための支援をおこないます。

介護給付等費用適正化事業

実施事業	内 容
介護給付等費用適正化事業	<ul style="list-style-type: none"> 真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、制度の趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護サービス事業者間による連絡会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付の適正化を図ります。 認定調査状況チェック ケアプランの点検 住宅改修等の点検等

家族介護支援事業

実施事業	内 容
家族介護支援事業	・要介護高齢者を介護する家族等に対し、身体的・精神的負担の軽減のために、介護教室の開催や介護者相互の交流会等を開催します。

認知症高齢者支援

高齢化にともない、今後さらに認知症高齢者が増加することが予測されます。郡上市の要介護認定をうけた原因疾患は、認知症が全認定者の21%を占めている現状であります。近年、認知症に関する関心が高まりつつあるものの、その内容についての理解はまだ十分でなく、さまざまな誤解や偏見なども存在しており、今後は、在宅はもとより病院や施設などにおいても、認知高齢者に対する施策の強化は重要な課題となっています。

本市では、介護予防事業への参加を促し、認知症の進行予防に努めていきます。また市民に対して認知症を正しく理解し、誤解や偏見を取り除くための学習会の開催など普及啓発を積極的に行っていきます。

実施事業	内 容
認知症高齢者見守り事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における認知症の見守り体制を構築するために、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問を行います。 ・「認知症サポーター」を積極的に養成していきます。

住宅改修理由書作成支援事業

住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修費に関する助言を行うとともに住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成します。

成年後見制度利用支援事業

市申し立てに係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。

介護相談員派遣事業

介護サービスを利用している方をサービス事業者へ介護相談員が訪問し利用者の方の相談等に応じるにより介護サービスの質の向上を図ります。

生活管理指導短期宿泊事業

在宅の高齡者で基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなどいわゆる社会適応能力が困難な方に対して、短期間の宿泊により日常生活に対する指導・支援を行い基本的な生活習慣を身につけてもらうことにより要介護状態への進行を予防します。

（2）自立に向けた介護保険サービスの充実

介護保険制度の開始以降、制度への理解が深まり、高齡者の増加とともに認定者及びサービス利用者も増加傾向にあります。

また、介護サービスの利用者の増加とともに、特に、軽度認定者の重度化が指摘されています。しかし、介護保険制度においては、サービス利用者や利用量が増加すると、保険料の上昇につながることから、介護サービスを真に必要とする方が適切なケアを受けることができるよう努めなければなりません。

第3期において改正された保険制度で、施設サービスの利用が抑制されたなか、介護サービスを真に必要とする方が適切なケアを受けることができるよう、居宅サービスの強化に努めてきましたが、第4期においては、平成20年6月～7月にかけて県下一斉で実施された介護老人福祉施設待機者数調査において入所を希望される方が本市でも多くおられることが分かりました。よって、在宅福祉サービスの引き続きの充実を図りつつ、施設サービスの拡充に努めます。認知症高齡者やひとり暮らし高齡者の増加等を踏まえ、一人ひとりができる限り住みなれた地域での生活を継続できるようサービス提供の推進に努めていきます。

1) 居宅サービス

第3期においては、アンケート結果や利用実績から在宅介護の継続や認知症に対する居宅サービスの拡充が必要なことから短期入所の確保として20床の増床を整備しました。また、グループホーム1ユニットの整備については、グループホームに代わって小規模多機能施設が2施設整備されました。

第4期における居宅サービスについては、第3期で短期入所の増床が図られたことや、小規模多機能施設も整備されたことから、サービスの適正化や質の向上を図ることを目標とします。特に介護老人保健施設や介護老人福祉施設への入所待ちとして短期入所サービスが長期利用される方が多数見受けられる場合や同居家族がいる場合の生活援助サービスのあり方などについては、本来の利用目的となるようにサービス適正化事業の推進に努めます。

なお、居宅サービスの事業見込み量は第3期（18年～20年度）の利用実績と要介護認定者見込みから事業見込み量を算出しました。（国が示した第4期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシートにて算出）

訪問介護

要支援・要介護者の自宅を訪問し、生活面での自立に向けたサポートを行います。

ホームヘルパーが要支援・要介護者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行います。

サービス利用実績状況(年間)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度見込み
介護予防訪問介護	回 数(回/年)			
	利用者(人/年)	900	1,164	1,297
訪問介護	回 数(回/年)	38,436	37,896	36,631
	利用者(人/年)	2,808	2,652	2,529

サービス利用量の推計(年間)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防訪問介護	回 数(回/年)			
	利用者(人/年)	1,364	1,389	1,413
訪問介護	回 数(回/年)	38,645	39,965	39,789
	利用者(人/年)	2,720	2,810	2,800

介護予防の回数は月単位の定額報酬のため算出できない

訪問入浴介護

利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図ります。

居宅要介護者の自宅を訪問して、簡易浴槽を家庭に持ち込んで、入浴の介護を行います。

サービス利用実績状況(年間)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度見込み
介護予防訪問入浴	回 数(回/年)			
	利用者(人/年)			
訪問入浴	回 数(回/年)	1,440	1,272	747
	利用者(人/年)	384	348	214

サービス利用量の推計(年間)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防訪問入浴	回 数(回/年)			
	利用者(人/年)			
訪問入浴	回 数(回/年)	981	1,053	1,039
	利用者(人/年)	285	305	301

訪問看護

療養生活の支援と心身機能維持回復を図ります。

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要介護者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

サービス利用実績状況(年間)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度見込み
介護予防訪問看護	回 数(回/年)	96	108	288
	利用者(人/年)	24	36	84
訪問看護	回 数(回/年)	3,672	3,744	3,285
	利用者(人/年)	1,068	1,032	861

サービス利用量の推計(年間)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防訪問看護	回 数(回/年)	159	162	165
	利用者(人/年)	44	45	46
訪問看護	回 数(回/年)	4,053	4,273	4,224
	利用者(人/年)	1,126	1,186	1,171

訪問リハビリテーション

心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けます。

理学療法士・作業療法士が要介護者の自宅を訪問して、理学療法・作業療法等の必要なりハビリテーションを行います。

サービス利用実施状況(年間)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度見込み
介護予防	回 数(回/年)	156	336	360
	利用者(人/年)	36	84	96
訪問リハビリテーション	回 数(回/年)	1,824	1,884	1,949
	利用者(人/年)	504	480	433

サービス利用量の推計(年間)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防	回 数(回/年)	377	385	392
	利用者(人/年)	94	96	98
訪問リハビリテーション	回 数(回/年)	2,117	2,217	2,195
	利用者(人/年)	527	552	546

通所介護

利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。居宅要介護者にデイサービスセンターへ通ってもらい（または送迎を行い）、入浴や食事等の日常生活上の世話や、相談、助言、機能訓練、レクリエーションなどを行います。

なお、一部地域において稼働率の高い地域も見受けられることから、開設を希望する事業所、定員枠の見直しを行う事業所へ対応を図っていきます。

サービス実績状況(年間)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度見込み
介護予防通所介護	回 数(回/年)			
	利用者(人/年)	1,248	1,872	1,897
通所介護	回 数(回/年)	48,168	46,488	47,309
	利用者(人/年)	6,000	5,736	5,898

サービス利用量の推計(年間)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防通所介護	回 数(回/年)			
	利用者(人/年)	1,980	2,016	2,051
通所介護	回 数(回/年)	49,301	50,821	50,565
	利用者(人/年)	6,121	6,312	6,281

介護予防の回数は月単位の定額報酬のため算出できない

通所リハビリテーション

心身機能の回復や維持、体力の増進をはかり日常生活上での自立を図ります
居宅要介護者に老人保健施設や病院・診療所等に通ってもらい（送迎し）、
心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療
法等のリハビリを行います。

サービス利用実施状況(年間)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度見込み
介護予防 通所リハビリテーション	回 数（回/年）			
	利用者（人/年）	696	936	973
通所リハビリテーション	回 数（回/年）	17,112	16,728	18,413
	利用者（人/年）	2,628	2,544	2,520

サービス利用量の推計(年間)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防 通所リハビリテーション	回 数（回/年）			
	利用者（人/年）	997	1,015	1,033
通所リハビリテーション	回 数（回/年）	18,524	19,043	18,985
	利用者（人/年）	2,752	2,833	2,822

介護予防の回数は月単位の定額報酬のため算出できない

短期入所生活介護

利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
居宅の要介護者を特別養護老人ホーム等へ短期入所させて、入浴・排泄・食
事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

サービス利用量実績状況(年間)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度見込み
介護予防 短期入所生活介護	日 数（日/年）	216	816	703
	利用者（人/年）	36	132	108
短期入所生活介護	日 数（日/年）	16,704	18,672	19,117
	利用者（人/年）	1,788	2,016	2,182

サービス利用量の推計(年間)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防 短期入所生活介護	日 数（日/年）	871	888	905
	利用者（人/年）	128	131	133
短期入所生活介護	日 数（日/年）	19,679	20,426	20,218
	利用者（人/年）	2,145	2,226	2,205

短期入所療養介護

利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

居宅の要介護者を介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期間入所させて、看護・医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話をを行います。

サービス利用実績状況(年間)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度見込み
介護予防	日数(日/年)	2	25	45
短期入所療養介護	利用者(人/年)	1	6	8
短期入所療養介護	日数(日/年)	3,084	3,420	3,385
	利用者(人/年)	396	432	429

サービス利用量の推計(年間)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防	日数(日/年)	58	59	60
短期入所療養介護	利用者(人/年)	9	9	9
短期入所療養介護	日数(日/年)	3,583	3,747	3,694
	利用者(人/年)	453	474	468

居宅療養管理指導

通院が困難な要介護者の療育上の管理及び指導を行います。

病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、療養上の管理および指導を行います。

サービス利用実績状況(年間)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度見込み
介護予防 居宅療養管理指導	利用者(人/年)	23	88	92
居宅療養管理指導	利用者(人/年)	1,705	1,708	1,608

サービス利用量の推計(年間)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防 居宅療養管理指導	利用者(人/年)	92	92	92
居宅療養管理指導	利用者(人/年)	1,608	1,608	1,608

居宅介護支援(ケアマネジメント)

居宅サービス等を適切に利用できるように、要介護者の依頼を受け、介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等を行います。

サービス利用実績状況(年間)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度見込み
介護予防 居宅介護支援	利用者(人/年)	2,868	4,044	4,308
居宅介護支援	利用者(人/年)	11,664	11,076	11,050

サービス利用量の推計(年間)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防 居宅介護支援	利用者(人/年)	4,399	4,479	4,557
居宅介護支援	利用者(人/年)	11,298	11,644	11,595

福祉用具貸与

心身の機能が低下し日常生活に支障のある要介護者に、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具の貸出及びを費用の支給を行います。

サービス利用実績状況(年間)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度見込み
介護予防 福祉用具貸与	利用者(人/年)	720	876	925
福祉用具貸与	利用者(人/年)	6,432	5,832	5,725

サービス利用量の推計(年間)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防 福祉用具貸与	利用者(人/年)	949	967	985
福祉用具貸与	利用者(人/年)	6,295	6,551	6,489

福祉用具購入

心身の機能の低下し、日常生活に支障のある要介護者等に、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具購入費用の9割を支給します。

サービス利用実績状況(年間)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度見込み
介護予防 福祉用具購入	利用者(人/年)	33	62	72
福祉用具購入	利用者(人/年)	136	122	127

サービス利用量の推計(年間)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防 福祉用具購入	利用者(人/年)	82	94	90
福祉用具購入	利用者(人/年)	130	130	130

住宅改修

心身の機能が低下し居宅生活に支障のある要介護者の住家において、安心して居宅生活が営めるように段差解消などの住宅改修に対して改修費用の9割を支給します。

サービス利用実績状況(年間)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度見込み
介護予防住宅改修	利用者(人/年)	44	58	72
住宅改修	利用者(人/年)	95	89	70

サービス利用量の推計(年間)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防住宅改修	利用者(人/年)	86	103	100
住宅改修	利用者(人/年)	70	70	70

特定施設入所者生活介護(ケアハウス)

有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入所している要介護者の入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行います。

サービス利用実績状況(年間)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度見込み
介護予防 特定入所者生活介護	利用者(人/年)	12	36	36
特定入所者生活介護	利用者(人/年)	108	204	240

サービス利用量の推計(年間)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防 特定入所者生活介護	利用者(人/年)	36	24	24
特定入所者生活介護	利用者(人/年)	240	336	480

2) 施設サービス

郡上市においては介護老人福祉施設3箇所(定員205名)、介護老人保健施設3箇所(定員190名)存在し、市外施設含めて合計416名(療養型施設含む)が利用されています。(平成20年4月現在)前回の介護者アンケートにおいては今後も居宅介護を希望する声が強かったものの、平成20年6月~7月に実施した当市の介護老人福祉施設入所待機調査では百人単位で入所希望されていることも事実であり、郡上市としては、介護予防・居宅介護を推進する一方で、入所施設についても確保が必要であると考え、次の通り整備を行います。

整備目標

区 分	21 年度	22 年度	23 年度
特定入所者生活介護施設(混合型)		10床	10床
介護老人福祉施設		20床	50床
地域密着型介護専用型特定施設			29床

また、国の方針に沿って必要な方に施設を利用して頂く適切な入所を推進し、下記の通り数値目標を設定致します。

区 分	平成 20 年度	平成 26 年度
要介護 2 ～ 5 に占める施設入所割合 1	35.4%	37%
施設入所者に占める要介護 4, 5 の割合 2	60.1%	70%

1 対象施設：介護保険 3 施設、グループホーム、特定施設

2 対象施設：介護保険 3 施設

平成 26 年の数値は、国が示している参酌標準値

介護老人福祉施設

自宅では介護が困難で食事や排泄など常時介護を必要とする方が利用できます。現在、市内には 3 施設ありますが、どの施設も入所待機者が多いことから第 4 期計画期間においては、70 床の増床を計画しました。

サービス利用実績状況

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度見込み
供給量（人/年）	2,448	2,592	2,640

サービス利用量の推計（年間）

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者（人/年）	2,676	2,700	2,940

介護老人保健施設

入院治療の必要ない要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行います。現在、市内には 3 施設あります。第 4 期計画期間において、増床の予定はありません。

サービス利用実績状況

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度見込み
供給量（人/年）	1,968	2,124	2,208

サービス利用量の推計（年間）

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者（人/年）	2,208	2,160	2,148

介護療養型医療施設

療養型病床群等をもつ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行います。市内には、介護療養型医療施設は整備されていませんが、3 期の利用実績においては少数ですが県下の医療機関での利用実績はありました。なお、介護療養病床は、平成 23 年度末で廃止の予定です。

サービス利用実績状況

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度見込み
供給量（人/年）	48	12	0

サービス利用量の推計（年間）

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者（人/年）	0	0	0

3) 地域密着型サービス

介護を必要とする高齢者の方が、住み慣れた地域で生活していけるように地域に密着したサービス（地域密着型サービス）を整備することが求められており、第3期において小規模多機能型居宅介護施設が2ヶ所整備されました。今後の整備のありかたについては地域に偏らないよう各圏域ごとにおいて需要を見ながら検討していきます。

日常生活圏域の設定

本市における高齢者の日常生活圏域としては、主に地理的条件から勘案して「小学校区」と設定します。地域密着型サービス見込みについては圏域毎の検討が基本とされていますが、郡上市は広大な面積を有し、かつ過疎化が進行しているという現状を踏まえ、市全体として当サービスに関する検討を行うこととしました。なお、地域密着型サービスの利用範囲としては当然この圏域を超えて市内認定者すべてが利用可能です。

また、本市においては高齢化率 30.16%ではありますが、生活圏域ごとの高齢化率等には大きな差があり、最大 63.69%に達する圏域も存在することから介護サービスのみではなく、地域公民館や集会場を利用した地域全体での支え合いが必要です。

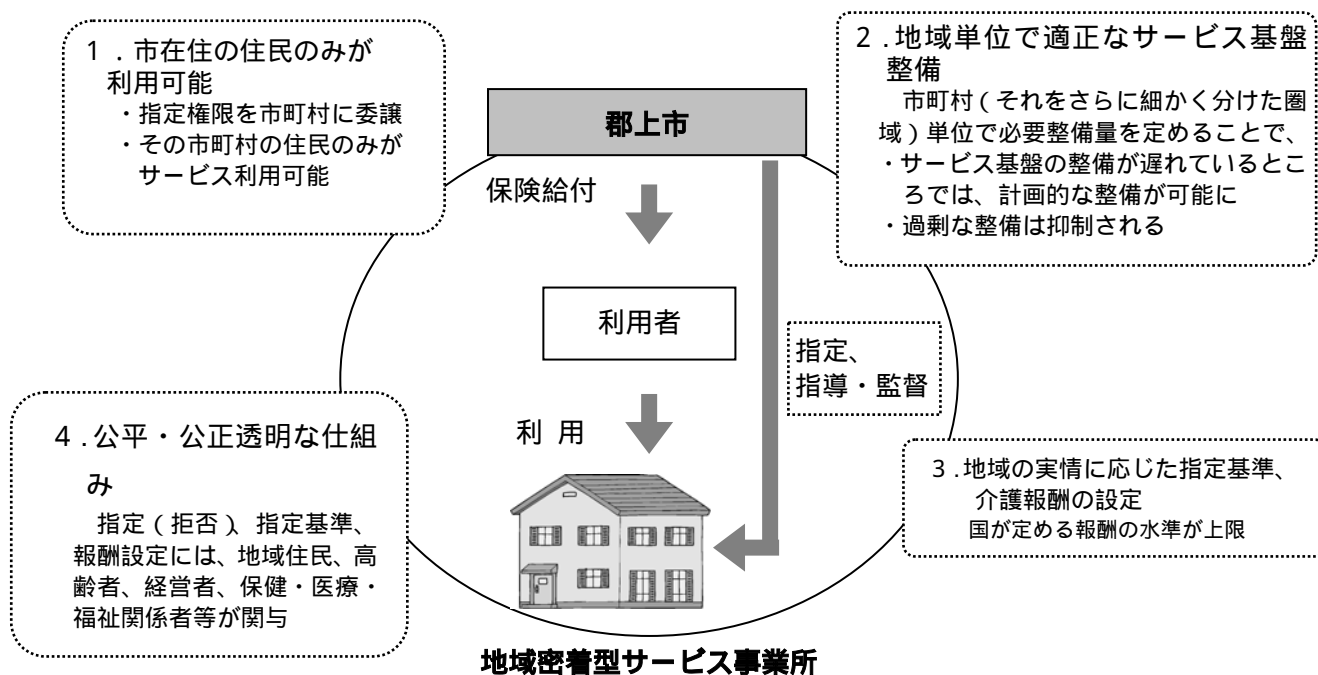
生活圏域における人口と高齢化

平成20年8月31日現在

市全体	地域	日常生活圏域	全人口 (人)	65歳 以上(人)	認定者 (人)	高齢化率 (%)	対高齢者 認定率(%)
合 計			47,645	14,368	2,063	30.16	14.36
	八幡地域		15,540	5,093	729	32.77	14.31
		八幡小学校	6,987	2,512	355	35.95	14.13
		川合小学校	2,067	620	91	30.00	14.68
		相生小学校	2,967	863	125	29.09	14.48
		口明方小学校	2,411	563	89	23.35	15.81
		西和良小学校	739	300	39	40.60	13.00
		小那比・野々倉地区	369	235	30	63.69	12.77
	大和地域		7,244	2,037	334	28.12	16.40
		大和南小学校	2,193	657	88	29.96	13.39
		大和北小学校	2,652	709	86	26.73	12.13
		大和第一北小学校	898	212	32	23.61	15.09
		大和西小学校	1,501	459	128	30.58	27.89
	白鳥地域		12,470	3,472	534	27.84	15.38
		白鳥小学校	5,560	1,423	223	25.59	15.67
		大中小学校	2,220	556	70	25.05	12.59
		牛道小学校	1,709	583	104	34.11	17.84
		那留小学校	1,014	258	22	25.44	8.53
		北濃小学校	1,664	515	89	30.95	17.28
		石徹白小学校	303	137	26	45.21	18.98
	高鷲地域		3,508	953	125	27.17	13.12
		高鷲小学校	2,116	604	86	28.54	14.24
		高鷲北小学校	1,392	349	39	25.07	11.17
	美並地域		4,701	1,361	171	28.95	12.56
		三城小学校	2,730	808	105	29.60	13.00
		吉田小学校	1,971	553	66	28.06	11.93
	明宝地域		2,045	666	73	32.57	10.96
明宝小学校		1,819	571	60	31.39	10.51	
小川小学校		226	95	13	42.04	13.68	
和良地域		2,137	786	97	36.78	12.34	
	和良小学校	2,137	786	97	36.78	12.34	

地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、要介護者が住み慣れた地域で、生活できるよう、24時間体制で支えるという観点から、要介護者の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるサービスです。



それぞれのサービス種類ごとに検討しました。

ア 認知症高齢者グループホーム

認知症高齢者グループホームについては、第3期で1ユニット（9名）を整備する予定でしたが、代わって小規模多機能施設が整備されました。

また、今回の計画において介護老人福祉施設等の入所施設が計画されていることから、認知症高齢者グループホームとしては計画しません。

イ 認知症高齢者専用デイサービス

何らかの認知症状を有する方は認定者の半数以上を占めており、対応可能なサービスや環境作りは必須事項であると考えられます。しかし、本市における現在のデイサービス利用状況は、年間総定員数に対する稼働率としては7割弱となっており、その利用のうち約半数が認知症自立度（認定訪問調査より）以上の方であることから次のことが言えます。

現在すでに認知症状を有する方を既存デイサービスにて対応している。

デイサービス稼働率が6～7割程度である。

以上を踏まえ新たに認知症対応型デイサービスとして整備する必要性は低いと考えられますが、今後、開設を希望する事業所あれば検討を行います。

デイサービス利用者の認知症自立度

認知症度	平成 20 年 4 月利用	平成 20 年 9 月利用
自立又は	275 人	276 人
以上	390 人	391 人

算出根拠：平成 21 年 1 月末における医師意見書より

認定者数 2,048 人の内、自立・I に該当者は 847 人、認定者に占める割合 41.35%

平成 20 年 4 月現在の通所介護利用者は 665 人、平成 20 年 9 月現在では 667 人

平成 19 年度 通所介護利用状況

	八幡	大和	白鳥	高鷲	美並	明宝	和良	合計
年間利用日数	17,908	9,830	14,470	4,049	6,282	3,956	0	56,495
月平均利用日数	1,492	819	1,206	337	524	329	0	4,707
地域内定員	80	50	95	25	35	25	0	310
月定員総数	1,865	1,070	2,027	529	749	535	0	6,775
稼働率	80.00%	76.54%	59.50%	63.71%	69.96%	61.50%	0%	69.48%
増加定員月総数	430	0	0	0	0	0	0	430
換算稼働率	65.01%	76.54%	59.50%	63.71%	69.96%	61.50%	0%	65.33%

年間利用日数、年間稼働日数は各事業所からの報告数を使用。

事業所の多くは週5日であるが、一部の事業所においては、週7日や週2日の事業所もあることから実稼働率とした。

月定員総数 = 定員 × 月稼働日数（実稼働日数）

稼働率 = 年間利用日数 / 月定員総数

地域内定員は計算上であり利用者を限定するものではない。

和良地域については、通所介護施設がないため、他地域の施設利用数に含まれている。

増加定員月総数 = 想定定員 20 人 × 想定月稼働日数 21.5 日

ウ 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊り」を組み合わせ提供するもので、平成 18 年度からのサービスです。

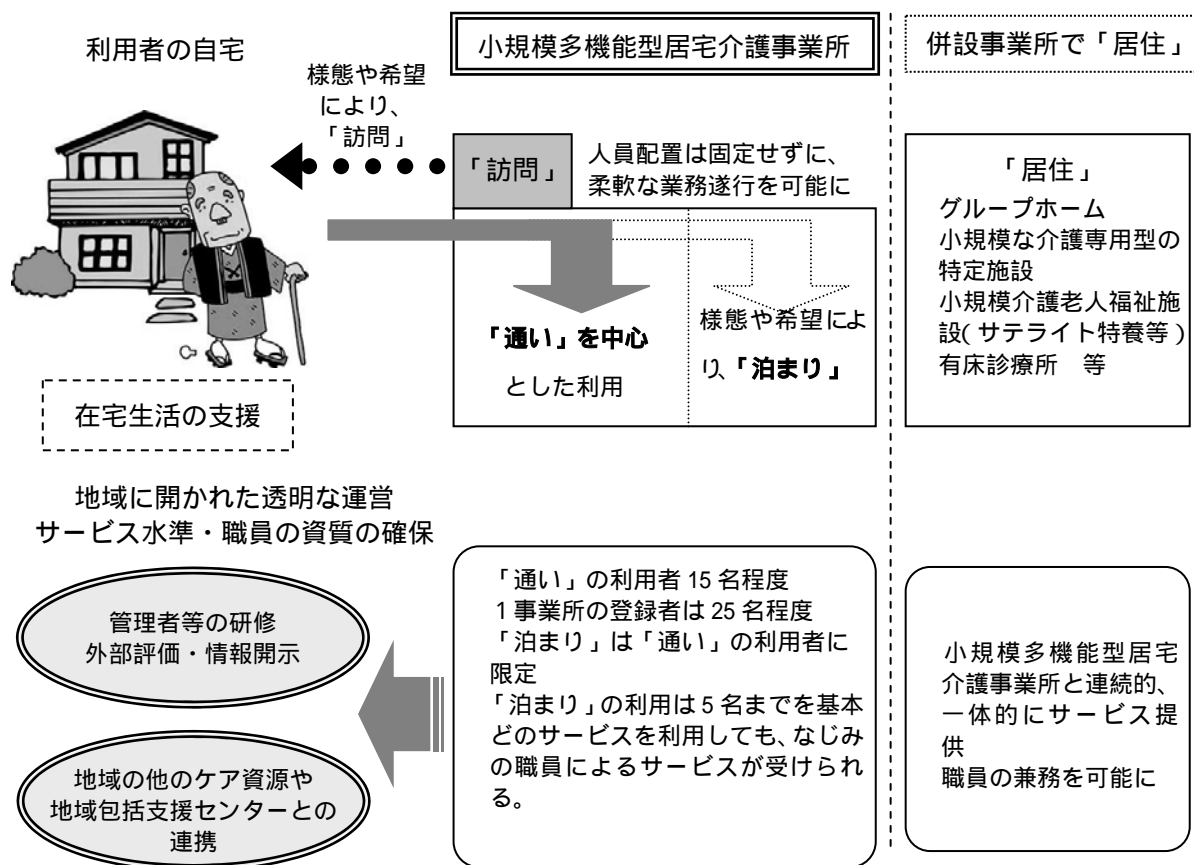
第 3 期では 2 箇所整備されましたが、利用率がまだ低いことから本サービスの普及に努めるとともに、偏った利用形態にならないようにする必要があります。

サービス利用実績状況(年間)

区 分	年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度見込み
介護予防 小規模多機能型居宅介護	利用者（人/年）	11	67	48
小規模多機能型居宅介護	利用者（人/年）	22	122	156

サービス利用量の推計(年間)

区 分	年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防 小規模多機能型居宅介護	利用者（人/年）	60	60	60
小規模多機能型居宅介護	利用者（人/年）	180	240	300

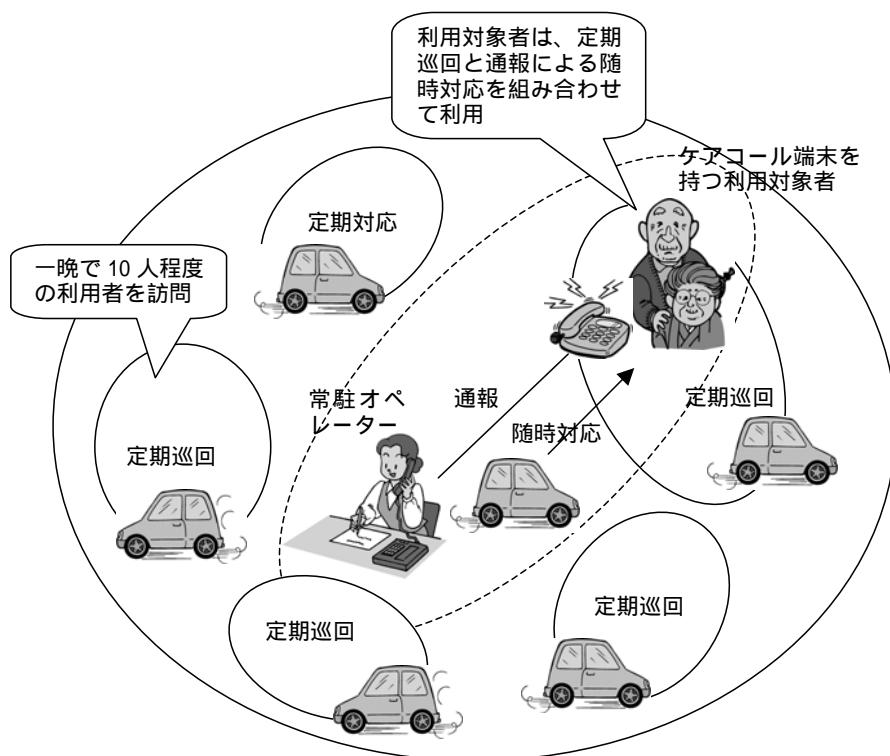


エ 夜間対応型訪問介護

本市における訪問介護の夜間早朝加算利用は平成19年度で2,920日であり利用総日数(37,878日)に占める割合は7.7%程度、第3期と比較すると利用割合は増えていますが、市内の事業所のサービス提供状況からすると現在の訪問介護の夜間早朝加算の利用形態でも対応できると考えられます。なお、現在のところ事業所開設の動きはありませんが、今後の需要動向を見て、開設希望者へ対処します。

平成19年度における夜間早朝加算訪問介護利用日数

市全域	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
年間合計	0	1,133	331	498	141	817	2,920
月平均	0	94	28	42	12	68	243



オ 小規模（定員30人未満）の介護老人福祉施設又は介護専用型特定施設

施設入所希望者が多数あることから地域密着型介護専用型特定施設 29 床を整備します。なお、地域密着型サービスではありませんが入所待機者数の軽減を図るため混合型特定施設（介護専用型特定施設以外の特定施設）20 床について整備します。

以上より、平成 21 年度以降 3 年間における地域密着型サービス見込みを次の通りとします。

区 分	21 年度	22 年度	23 年度
認知症高齢者グループホーム	0	0	0
認知症高齢者専用デイサービス	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
小規模介護老人福祉施設 又は介護専用型特定施設	0	0	29

表中数値は定員を示す。

4) サービスの質の確保

介護者アンケート結果からは概ね高い満足度が得られた中、不満要素としては利用者側の要望が必ずしも聞き入れてもらえず円滑にサービス利用できない、担当ケアマネジャーが知らないうちに決まっていた、苦情を伝える場所を知らない等の声もあり、課題としてサービスの質の確保が必要であると考え、次の通り実施します。

介護保険サービスの適切な利用についての周知に努めます。

市役所において介護保険のみでなく高齢者福祉に関する相談に対応するとともに、必要に応じて国民健康保険団体連合会への苦情申し立てについての案内を行います。

平成 21 年度より給付費適正化システムを導入し事業者の請求情報による事業者指導を行い不正請求や誤請求を防止します。

介護従事者を確保するため、養成講座等について支援します。

（3）生活支援に関する福祉サービスの推進

高齢者が居宅で安心して自立した生活が送れるよう支援し必要な老人福祉事業を継続して、実施していきます。

地域支援事業には含まれない生活支援に係る事業、経済的支援に係る事業、安全・安心に係る事業、介護家族支援に係る事業、ひとり暮らし高齢者に係る事業についても展開していきます。

配食サービス事業

在宅の高齢者等が健康で自立した生活が送れるよう、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行っていきます。

配食サービスの状況及び数値目標

年 度	平成 18 年度 (実績)	平成 19 年度 (実績)	平成 20 年度 (見込み)	平成 23 年度 (目標)
利用人数 (人)	119	85	73	71
利用食数 (食)	13,535	8,681	7,712	7,668

外出支援サービス事業

家庭において送迎することが困難な寝たきり高齢者及び障害者に対して、福祉車両を用いて通院等の外出を支援し、寝たきり高齢者等の福祉の向上を図ります。

外出支援サービスの状況及び数値目標

年 度	平成 18 年度 (実績)	平成 19 年度 (実績)	平成 20 年度 (見込み)	平成 23 年度 (目標)
利用人数(延べ) (人)	1,358	1,423	1,136	1,208

介護用品支給事業

在宅の寝たきり高齢者等に対し、介護用品(紙おむつ等)を支給することにより、日常生活の利便を図り、福祉の増進を図ります。

介護用品支給事業の実績及び数値目標

年 度	平成 18 年度 (実績)	平成 19 年度 (実績)	平成 20 年度 (見込み)	平成 23 年度 (目標)
支給人数 (人)	231	226	221	247

高齢者いきいき住宅改善助成事業

高齢者が住み慣れた家庭や地域社会で生涯安心して暮らすことができるよう、その基盤である住宅の改善整備を促進し、在宅福祉の充実を図ります。

高齢者いきいき住宅改善助成事業の状況及び数値目標

年 度	平成 18 年度 (実績)	平成 19 年度 (実績)	平成 20 年度 (見込み)	平成 23 年度 (目標)
利用件数 (件)	8	12	12	11

福祉入浴サービス事業

おおむね 65 歳以上の低所得者で、一人暮らし高齢者等の自宅に風呂がない、また、風呂の使用に不安がある者に対し公衆浴場入浴料金の一部を助成します。

福祉入浴サービスの状況及び数値目標

年 度	平成 18 年度 (実績)	平成 19 年度 (実績)	平成 20 年度 (見込み)	平成 23 年度 (目標)
利用者数 (人)	33	27	25	25

寝たきり高齢者等介護者慰労金支給事業

在宅において、65 歳以上の寝たきり高齢者等と 6 ヶ月以上同居して、現に介護している介護者に慰労金を支給することにより、在宅福祉の向上を図ります。

寝たきり高齢者等介護慰労金支給事業の状況及び数値目標

年 度	平成 18 年度 (実績)	平成 19 年度 (実績)	平成 20 年度 (見込み)	平成 23 年度 (目標)
対象者数 (人)	277	290	295	338

緊急通報システム事業

市内のおおむね 65 歳以上の一人暮らし高齢者世帯等に対して、緊急通報システム装置を貸与することにより、急病や火災等による緊急事態への対処及び相談ごとに応じるとともに、人命安全の確保と精神的な不安の解消を図ります。

緊急通報システム整備の状況及び数値目標

年 度	平成 18 年度 (実績)	平成 19 年度 (実績)	平成 20 年度 (見込み)	平成 23 年度 (目標)
利用者数 (人)	525	513	533	566

長寿者褒賞事業

100歳の長寿者に対し祝状、祝い金を贈り、敬老精神を高め老人福祉の増進を図ります。

長寿者褒賞事業の状況及び数値目標

年 度	平成18年度 (実績)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (見込み)	平成23年度 (目標)
対象者数 (人)	5	14	10	11

敬老会事業

高齢者福祉の一環として、75歳以上の高齢者を対象に敬老会事業を行う団体等に対して、交付金を交付します。

敬老会事業の状況及び数値目標

年 度	平成18年度 (実績)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (見込み)	平成23年度 (目標)
対象者数 (人)	8,020	8,345	8,810	9,140

高齢者住宅用火災警報器助成事業

ひとり暮らし高齢者世帯等に対して、住宅用火災警報器の購入に要する経費の一部を助成することにより、火災警報器の設置の促進及び高齢者の安全を確保し、福祉の増進を図ります。

高齢者住宅用火災警報器助成事業の計画及び数値目標

年 度	平成21年度 (計画)	平成22年度 (計画)	平成23年度 (目標)
利用者数 (人)	125	125	125

8 介護保険サービスの事業量と保険料

介護保険サービス量を見込み、保険料を算定するまでの流れは、次のとおりです。

1 施設等利用者数、介護給付に係る居宅サービス受給対象者数の推計



2 介護給付に係る居宅サービス利用者数の推計



3 介護給付に係る居宅サービス量の推計



4 総給付費の推計



5 保険料の算出

(1) 施設等利用者数、介護給付に係る居宅サービス受給対象者数の推計

要支援・要介護認定者数を基に、施設・居住系サービスの利用者数と介護給付及び新予防給付に係る居宅サービス受給対象者数を推計しました。

施設・居住系サービス利用者数の推計

介護保険三施設及び居住系サービスの利用者数の推計

単位：人

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護老人福祉施設	204	216	220	223	225	245
介護老人保健施設	164	177	184	184	180	179
介護療養型医療施設	4	1	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設				0	0	15
介護保険三施設の利用者数（A）	372	394	404	407	405	439
うち要介護4・5（B）	223	240	243	245	245	258
認知症対応型共同生活介護	55	55	51	52	52	52
特定施設入居者生活介護	10	20	23	23	30	42
地域密着型特定施設入居者生活介護				0	0	0
居住系サービス利用者数	65	75	74	75	82	94

居宅サービス受給対象者数の推計

要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を減じた数を居宅サービス受給対象者数としています。なお、サービス未利用者を含んでいます。

居宅サービス受給対象者数 = 要支援・要介護認定者数 - 施設・居住系サービス利用者数

居宅サービス受給対象者数の推計

（単位：人/月）

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
要支援 1	143	181	169	170	172	174
要支援 2	202	313	338	344	352	359
要介護 1	401	248	243	251	252	255
要介護 2	267	279	289	297	303	305
要介護 3	207	218	272	278	287	283
要介護 4	129	147	160	166	174	169
要介護 5	153	146	140	148	161	159
総 数	1,502	1,532	1,611	1,654	1,701	1,704

（2）介護給付に係る居宅サービス利用者数の推計

平成 18、19 年度の実績と 20 年度見込みから利用率を設定し、居宅サービス受給対象者数を乗じて利用者数を推計しました。

居宅サービス・地域密着型サービス、介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス利用者数（居住系サービスを除く。）の推計
（単位：人/月）

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
要支援 1	125	108	125	126	127	129
要支援 2	112	224	234	241	246	251
要介護 1	291	194	206	213	214	217
要介護 2	227	236	260	253	257	259
要介護 3	171	200	224	231	239	235
要介護 4	112	122	132	138	144	141
要介護 5	108	101	100	107	116	115
総数	1,146	1,185	1,281	1,309	1,343	1,347

（3）介護給付に係る居宅サービス量の推計

平成 18、19 年度実績と 20 年度見込みから各サービスにおける利用率を設定し、サービスごとの利用者数と利用回数を推計しました。

各サービスの見込み量（年間の回数・日数）

$$= \text{居宅サービス利用者数} \times \text{各サービスの利用率} \\ \times \text{各サービス別利用者 1 人あたり利用回数} \cdot \text{日数} / \text{月} \times 12 \text{ 月}$$

各サービスの利用率、利用回数等は要介護度別で設定

各サービスの利用率 = 各サービスの利用者数 / 居宅サービス利用者数

また、各サービスの利用率は平成 18、19 年度実績と 20 年度見込みを考慮して設定

各サービス別の 1 月あたりの利用者 1 人あたり利用回数・日数は、18・19 年度実績と 20 年度見込みで設定。

各サービスの見込み量（年間の利用者数）

$$= \text{各サービスの利用者数} / \text{月} \times 12 \text{ 月}$$

1 月あたりの各サービスの利用者数は平成 18、19 年度実績と 20 年度見込みを考慮して設定
施設サービスについては「介護保険三施設及び居住系サービスの利用者数の推計」より設定
詳細数値は本章 7 - (2) 自立に向けた介護保険サービスの充実に記載。

（4）総給付費の推計

これまでの実績からサービスごとの単価を設定し、平成21年度以降の報酬改正影響率を乗じて全体の給付費を推計しました。

<総給付費の推計>

サービス種類	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護給付費計（ ）	2,733,219,891 円	2,803,046,583 円	2,920,739,853 円
予防給付費計（ ）	185,951,378 円	189,128,022 円	191,916,800 円
総給付費（合計） （ ） = （ ） + （ ）	2,919,171,269 円	2,992,174,605 円	3,112,656,653 円

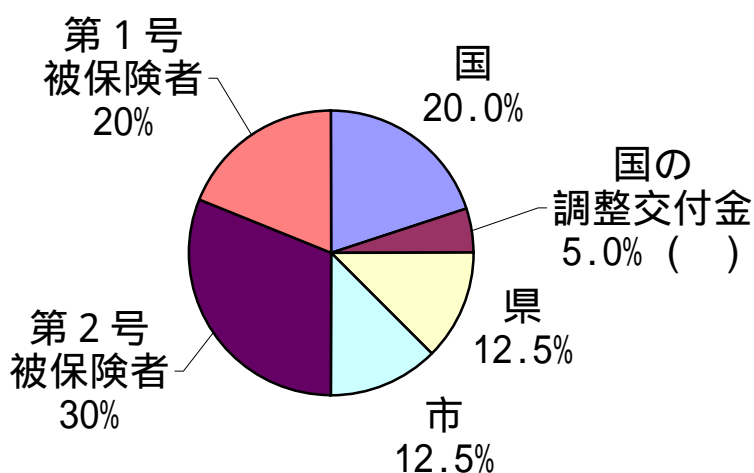
（5）保険料の算出

介護保険の給付費の財源構成

介護保健事業に必要なサービスにかかる給付費はサービス利用時の利用者負担を除いて下記の財源構成で公費と保険料によって賄われます。また、地域支援事業についても公費及び保険料で賄われます。

なお、第4期における第1号被保険者の負担割合は前回の19%から20%に、第2号被保険者は31%から30%に改正されます。

<保険給付費の財源構成>

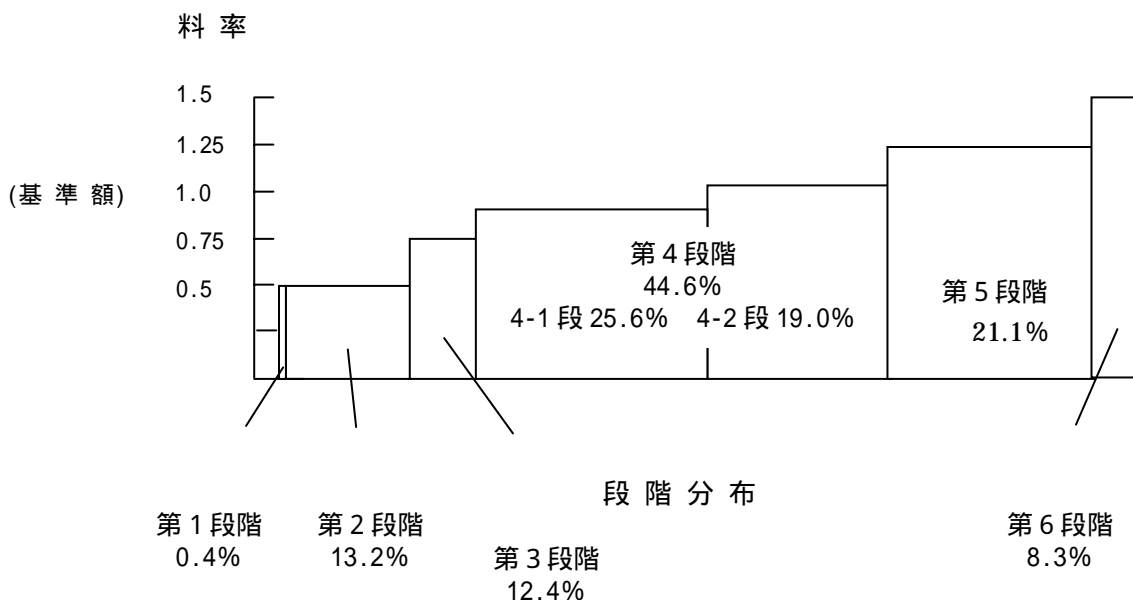


調整交付金は第1号被保険者にしめる後期高齢者割合や所得分布によって変動します。

保険料の低所得者対策

保険料段階については、平成16年度・17年度の税制改正により保険料の段階が上昇する被保険者を対象に、国の指針に応じ3年間の激変緩和措置を行っていましたが、平成21年度からは国の激変緩和措置の支援は無くなります。本市としては、低所得者の負担を軽減するため6段階方式（実質的7段階で4段階を2層化）を採用し低所得対策を継続して実施します。

なお、介護従事者処遇改善のため介護報酬の見直しが行われます。見直しによって保険料も上昇するため、保険料の上昇分を抑制するため「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」が国から交付されます。



保険料の算出

第4期計画期間（平成21～23年度）の推計給付費に対して第1号被保険者の基準保険料（月額及び年額）を算出しました。

< 給付費等見込額 >

区 分	平成 21 平年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合 計
総 給 付 費	2,919,171,269 円	2,992,174,605 円	3,112,656,653 円	9,024,002,527 円
特定入所者介護サービス費等給付額	129,823,602 円	133,718,310 円	137,729,860 円	401,271,772 円
高額介護サービス費等給付額	41,488,812 円	42,640,591 円	43,826,923 円	127,956,326 円
算定対象審査支払手数料	4,627,530 円	4,766,400 円	4,909,320 円	14,303,250 円
標準給付費見込額	3,095,111,213 円	3,173,299,906 円	3,299,122,756 円	9,567,533,875 円
地域支援事業費	57,596,000 円	57,596,000 円	57,596,000 円	172,788,000 円
保険給付見込額に対する割合	1.9%	1.8%	1.7%	

< 第1号被保険者数 >

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合 計
第1号被保険者数	14,386 人	14,371 人	14,167 人	42,924 人
前期高齢者（65～74歳）	5,920 人	5,782 人	5,462 人	17,164 人
後期高齢者（75歳以上）	8,466 人	8,589 人	8,705 人	25,760 人
所得段階別加入割合補正後被保険者数(A)	13,837 人	13,822 人	13,627 人	41,286 人

< 保険料収納必要額の算定 >

（単位：円）

標準給付費見込額(B)	3,095,111,213 円	3,173,299,906 円	3,299,122,756 円	9,567,533,875 円
第1号被保険者負担分相当額(C)	630,541,443 円	646,179,181 円	671,343,751 円	1,948,064,375 円
調整交付金相当額(M)	154,755,561 円	158,664,995 円	164,956,138 円	478,376,694 円
調整交付金交付割合(D)	8.25%			
後期高齢者加入割合補正係数(E)	0.8453			
所得段階別加入割合補正係数(F)	0.9905	0.9905	0.9905	
調整交付金見込額(G)	255,347,000 円	261,797,000 円	272,178,000 円	789,322,000 円
第1号被保険者負担割合	20%			
財政安定化基金拠出金見込額(H)				0 円
介護給付費準備基金取崩額(I)				62,500,000 円
保険料収納必要額(J)				1,574,619,069 円
予定保険料収納率見込(K)	98.00%			

< 第1号被保険者の保険料 >

保険料基準額	年 額				38,916 円
	月 額				3,243 円

第1号被保険者負担分(C) = [各年度(B) + 各年度地域支援事業費] × [20%]

調整交付金交付割合(D) = [25% (20% + 5%)] - [20% × (E) × (F)]

調整交付金見込額(G) = [各年度(B) × [(D)]]

保険料収納必要額(J) = (C) - [(G) - (M)] + (H) - (I)

介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策

平成21年度の介護報酬改定（プラス3.0%）により、介護従事者の処遇改善をはかることとし、それに伴う介護保険料の急激な上昇の抑制等が行われます。

（内容）

プラス3.0%の介護報酬改定により介護従事者の処遇の向上を図る。

このプラス3.0%の介護報酬改定に伴う保険料の上昇を抑制する措置を講ずることとし、

- ・改定による平成21年度の上昇分の全額
- ・改定による平成22年度の上昇分の半額

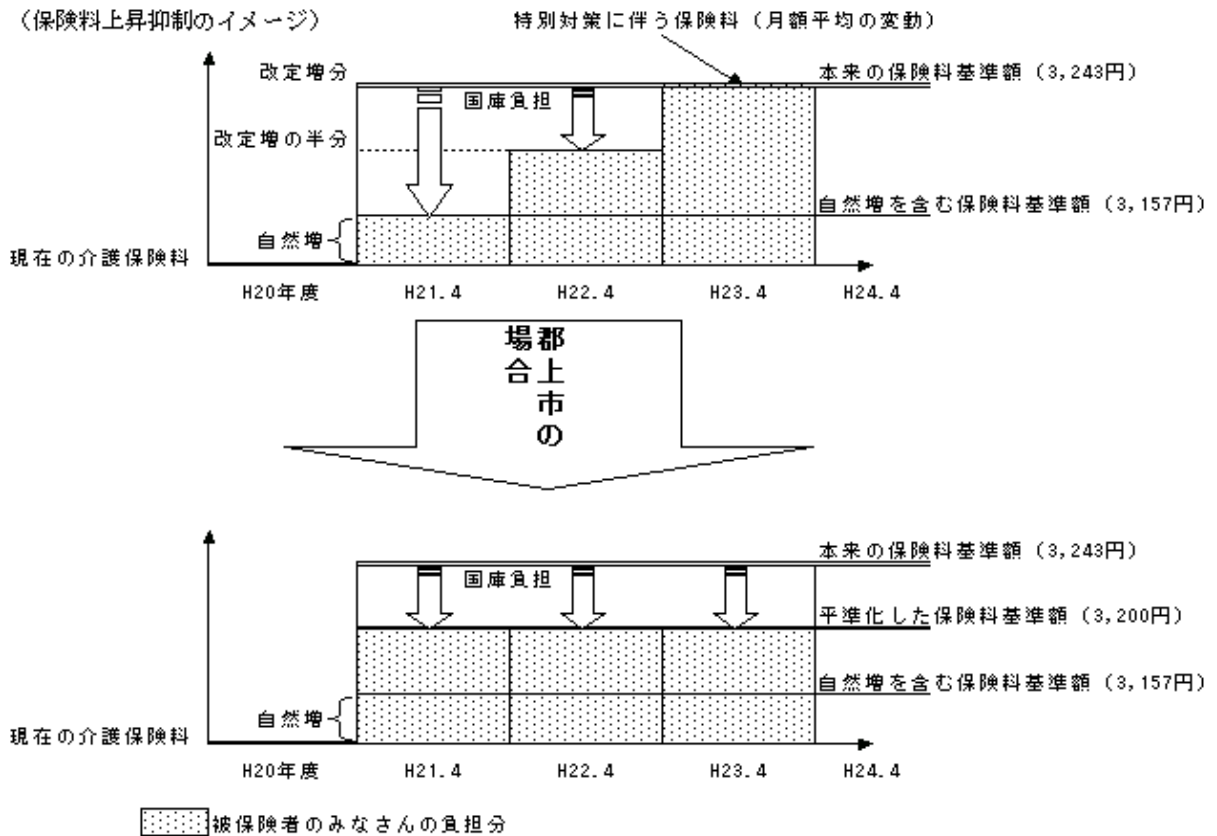
について、被保険者の負担を交付金（国費）により3年間軽減を図ります。

交付金約21,024千円（1人1ヶ月の保険料43円相当分）

郡上市は、市民にわかりやすい保険料設定のために、平成21～23年度までの介護保険料が段階的に上昇することを避け、3年間均等の保険料を設定しました。

3年間平準した保険料基準額 3,243円 - 43円 = 3,200円

介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策イメージ図



第4期介護保険計画(平成21～23年)段階別介護保険料

(単位:円)

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人がいる	基準額 3200 × 0.50	1,600
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 3200 × 0.50	1,600
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円を超える人	基準額 3200 × 0.75	2,400
第4 - 1段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で、本人の前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 3200 × 0.87	2,784
第4 - 2段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で、本人の前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円を超える人	基準額 3200 × 1.00	3,200
第5段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額 3200 × 1.25	4,000
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	基準額 3200 × 1.50	4,800

参考資料

郡上市健康福祉推進協議会 高齢者福祉部会

第1回高齢福祉部会 平成20年 3月21日 郡上市総合文化センター 多目的ホール

- (1) 高齢福祉部会部会長の選出について
- (2) 計画の位置づけと基本目標について
- (3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の現状報告について
- (4) 今後のスケジュールについて

第2回高齢福祉部会 平成20年10月31日 市役所2階第1会議室

- (1) 高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画進捗状況の説明
- (2) 介護保険計画におけるサービス見込み量について
- (3) 介護保険計画における保険料試算について
- (4) 今後のスケジュールについて

第3回高齢福祉部会 平成21年 2月23日 市役所2階第1会議室

- (1) 第4期介護保険事業計画について
- (2) 高齢者福祉計画について

郡上市健康福祉推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 市長の諮問に応じて、郡上市健康福祉推進計画(以下「計画」という。)を策定すること及び策定後の計画推進・評価を行うため、郡上市健康福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の評価に関すること。
- (4) その他計画の策定、推進及び評価に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員35人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募市民
- (2) 市内関係団体の代表
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の構成）

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会等）

第8条 会長は、必要な資料の収集及び専門分野における事項を調査検討するため、専門部会等を設置することができる。

（事務局）

第9条 協議会及び専門部会等の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、健康福祉部が所管する。

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
(郡上市健康福祉推進計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 郡上市健康福祉推進計画策定委員会設置要綱(平成17年郡上市告示第77号)は、廃止する。

郡上市健康福祉推進協議会委員名簿

◎ 評価委員

No	委員区分	団体名	委員	役職	住所
1	議 会	議会文教民生常任委員会	尾 村 忠 雄	文教民生常任委員長	白鳥町
2	市内関係団体	郡上市民生委員児童委員代表	水 口 吉 雄	会長	美並町
3	学識経験者	中濃保健所郡上センター	酒 向 健 治	衛生健康課長	八幡町
4	市内関係団体	郡上市自治会連合会代表	石 神 隼	連合会会長	和良町
5	市内関係団体	郡上市社会福祉協議会代表	古 川 昭 文	事務局次長	美並町

◎ 推進委員

1	学識経験者	社会福祉施設代表	西 村 省 一	つくしの家	大和町
2	学識経験者	福祉文化カレッジ修了生代表	尾 藤 真 紀	福祉文化カレッジ修了生	大和町
3	学識経験者	小中学校養護教諭部会代表	中 田 茂 美	部長	八幡町
4	市内関係団体	郡上市女性の会代表	中 山 紀 子	八幡連合女性の会会長	八幡町
5	市内関係団体	郡上市身体障害者福祉協会郡上市支部代表	渡 辺 進	和良分会長	和良町
6	市内関係団体	郡上市公民館代表	周 戸 勝	郡上市公民館支部館長会副会長 白鳥公民館支部館長	白鳥町
7	市内関係団体	郡上手をつなぐ育成会代表	田 中 真 澄	理事	八幡町
8	市内関係団体	郡上市シニアクラブ連合会代表	千 葉 幸 男		和良町
9	市内関係団体	郡上市NPO法人連絡協議会代表	渡 邊 悦 子	NPO法人 ほたるの家	大和町
10	市内関係団体	郡上市ケアマネ連絡協議会代表	武藤 もと枝	副会長	八幡町
11	市内関係団体	郡上市商工会協議会代表	岸 山 晴 彦	副会長	八幡町
12	市内関係団体	介護保険事業者代表	藤 田 則 子	サービス担当責任者	八幡町
13	市内関係団体	郡上市医師会代表	坂 本 由 之	会長	八幡町
14	市内関係団体	郡上市歯科医師会代表	高 橋 充	理事	八幡町
15	市内関係団体	郡上市校長会代表	和 田 一 丸	会長	大和町
16	市内関係団体	郡上市食生活改善推進協議会代表	高 垣 典 子	会長	八幡町
17	市内関係団体	郡上市保育研究協議会代表	浅 野 真 顕	会長	八幡町
18	市内関係団体	郡上市体育指導委員代表	桑 原 章 司	委員長	八幡町
19	市内関係団体	母子成人保健推進員代表	西 村 悦 子		白鳥町
20	市長が必要と認める者	在宅介護者代表	藤 川 五 百 子		八幡町
21	市長が必要と認める者	乳幼児を持つ親	丸 田 裕 子		高鷲町
22	市長が必要と認める者	郡上市PTA連絡会代表	松 山 誠 美		明 宝
23	市民公募	高鷲町	上ヶ島 信夫		高鷲町
24	市民公募	美並町	岡 本 幹 彦		美並町
25	市民公募	和良町	澤 田 雅 代		和良町
26	市民公募	大和町	山 下 憲 一		大和町
27	市民公募	白鳥町	荒 井 庄 司		白鳥町
28	市民公募	明宝	小 池 治 宜		明 宝
29	市民公募	八幡町	成 瀬 浩 子		八幡町

◎ アドバイザー

郡上市健康福祉推進協議会総合アドバイザー	後 藤 忠 雄	市地域医療センター国保和良診療所長	和良町
----------------------	---------	-------------------	-----

郡上市健康福祉推進協議会委員 (各部会委員名簿)

評価委員

No	部会	委員区分	団体名	委員	役職
1	高	議 会	議会文教民生常任委員会	尾 村 忠 雄	文教民生常任委員長
2	社	市内関係団体	郡上市自治会連合会代表	石 神 鈇	連合会会長
3	社	市内関係団体	郡上市民生委員児童委員代表	水 口 吉 雄	会長
4	高	市内関係団体	郡上市社会福祉協議会代表	古 川 昭 文	事務局次長
5	健	学識経験者	中濃保健所郡上センター	酒 向 健 治	衛生健康課長

社会福祉部会

No	部会	委員区分	団体名	委員	役職
1	社	市内関係団体	郡上市女性の会代表	中 山 紀 子	八幡連合女性の会会長
2	社	市内関係団体	郡上市身体障害者福祉協会郡上市支部代表	渡 辺 進	和良分会長
3	社	市内関係団体	郡上市公民館代表	周 戸 勝	郡上市公民館支部館長 副会長 白鳥公民館支部館長
4	社	市内関係団体	郡上手をつなぐ育成会代表	田 中 真 澄	理事
5	社	学識経験者	社会福祉施設代表	西 村 省 一	
6	社	学識経験者	福祉文化カレッジ修了生代表	尾 藤 真 紀	
7	社	市民公募	高鷲町	上ケ島 信夫	
8	社	市民公募	美並町	岡 本 幹 彦	
9	社	市民公募	和良町	澤 田 雅 代	
10	社	市内関係団体	郡上市自治会連合会代表	石 神 鈇	連合会会長

高齢福祉部会

1	高	市内関係団体	郡上市シニアクラブ連合会代表	千 葉 幸 男	
2	高	市内関係団体	郡上市NPO法人連絡協議会代表	渡 邊 悦 子	NPO法人 ほたるの家
3	高	市内関係団体	郡上市ケアマネ連絡協議会代表	武 藤 もと枝	副会長
4	高	市内関係団体	郡上市商工会協議会代表	岸 山 晴 彦	副会長
5	高	市内関係団体	介護保険事業者代表	藤 田 則 子	サービス担当責任者
6	高	市長が必要と認める者	在宅介護者の代表	藤 川 五 百 子	
7	高	市民公募	大和町	山 下 憲 一	
8	高	市民公募	白鳥町	荒 井 庄 司	
9	高	市民公募	明宝	小 池 治 宜	
10	高	市内関係団体	郡上市社会福祉協議会代表	古 川 昭 文	事務局次長

健康づくり部会

1	健	市内関係団体	郡上市医師会の代表	坂 本 由 之	会長
2	健	市内関係団体	郡上市歯科医師会代表	高 橋 充	理事
3	健	市内関係団体	郡上市校長会代表	和 田 一 丸	会長
4	健	市内関係団体	郡上市食生活改善推進協議会代表	高 垣 典 子	会長
5	健	市内関係団体	郡上市保育研究協議会代表	浅 野 真 顕	会長
6	健	市内関係団体	郡上市体育指導委員代表	桑 原 章 司	委員長
7	健	市内関係団体	母子成人保健推進員代表	西 村 悦 子	
8	健	市長が必要と認める者	乳幼児を持つ親	丸 田 裕 子	
9	健	市長が必要と認める者	郡上市PTA連合会代表	松 山 誠 美	
10	健	学識経験者	小中学校養護教諭部会代表	中 田 茂 美	部長
11	健	市民公募	八幡町	成 瀬 浩 子	

アドバイザー	市地域医療センター国保和良診療所長	後 藤 忠 雄	
--------	-------------------	---------	--